

平成29年 第2回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成29年 6月 6日 開会

平成29年 6月 9日 閉会

大 樹 町 議 会

平成29年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月6日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成28年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 議案第 39号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 40号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 41号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第10 議案第 42号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第11 議案第 43号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第12 議案第 44号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第 45号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第 46号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第 47号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第 48号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第 49号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第 50号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第 51号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第 52号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第 53号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第 54号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第23 議案第 55号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第24 議案第 56号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第25 議案第 57号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第26 議案第 58号 十勝圏複合事務組合規約の変更について
- 第27 議案第 59号 十勝環境複合事務組合規約の変更について
- 第28 議案第 60号 十勝環境複合事務組合の解散について
- 第29 議案第 61号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について
- 第30 議案第 62号 平成29年度大樹町一般会計補正予算（第1号）について
- 第31 議案第 63号 財産の取得について

第32 議案第 64号 財産の取得について

○出席議員（11名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋	

○欠員（1名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター 所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明
会計管理者兼出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾さとみ

<教育委員会>

教育長	板谷裕康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角倉和博
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員長	鈴木正喜
農業委員会事務局長	水津孝一

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長
主 査

小 森 力
真 鍋 智 光

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成29年第2回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 柚原千秋君

1番 船戸健二君

2番 齊藤徹君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る5月26日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、報告申し上げます。

本定例会の提出案件は、報告1件、委員の任命19件、一部事務組合同規約の変更2件、一部事務組合の解散1件、一部事務組合の解散に伴う財産処分1件、補正予算1件、財産の取得2件、一般質問は、5議員7項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月16日までの11日間とし、8日並びに13日から15日を休会といたします。なお、会期日程についてはお手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われ

るよう、よろしくお願いをいたします。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月16日までの11日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

平成29年5月8日開会の第3回町議会・臨時会以降の諸般報告をいたします。

第1、議員の辞職許可について。

去る5月30日、阿部良富君から、健康上の理由により議員を辞職したい旨の届け出がありました。地方自治法第126条の規定により、5月31日付でこれを許可いたしましたので、報告いたします。

第2以降の報告は、議会事務局長に報告いたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、第2以降につきましては、私のほうからご報告いたします。

第2、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による5月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第3、一部事務組合議会等について。

十勝環境複合事務組合議会・臨時会及び十勝広域消防事務組合議会・臨時会が5月18日、帯広市において開催され、議長が出席しております。

第4、委員会関係について。

総務、経済、広報広聴常任委員会では、委員会を各1回開催しております。議会運営委

員会は4回開催されております。

第5、会議関係、第6、その他につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成29年5月29日開会の第4回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の航空宇宙関係ですが、6月3日から愛媛県松山市で、ISTS第31回宇宙技術及び科学の国際シンポジウムが開催されておりますので、関係機関とともに出展を行い、本町の取り組みについてPRを行っております。

また、JAXA宇宙科学研究所による第1次大気球実験が始まっております。

2番目ですが、大樹町ゆとり農業推進会議がまとめた、6月1日現在の農作物の生育状況は、やや良から良。農作業も3日から6日程度進んでおり、今後も順調に推移していくことを期待しております。

3番目のその他、来町者と会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

初めに、1番目の委員の委嘱についてでございます。

(1) 大樹町社会教育委員の補充についてでございます。

大樹町PTA連合会副会長の1名を委嘱してございます。任期については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの残任期間となっております。

(2) 大樹町図書館運営委員についてでございます。

改選期を迎えましたので、新たに社会教育委員、町内公立学校職員、学識経験者など7名の方を委嘱してございます。任期については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

(3) 大樹町スポーツ推進委員についてでございます。

改選期を迎えましたので、新たに各協会などから5名の方を委嘱してございます。任期については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

2番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会、(通称)STEPによる体験活動の主なものとして、(1)の主催事業では、3月26日から28日までの2泊3日で、「大樹いただきますキャンプ」を実施し、小学生11名が参加しております。5月20日には、山菜採り体験などの日帰り体験活動を実施しております。

次に、(2)の修学旅行生の受け入れについてでございますが、奈良県の奈良学園高等学校の生徒33名が5月20日から21日にかけて、9件の農家や漁家に滞在し、搾乳など農山漁村生活を体験しております。このほか、5月5日の子どもの日ミニイベントにおいて、まき割り体験のブースを設置するなど、イベント運営に参加しております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

板谷教育長に質問をさせていただきます。

まずもって、ご就任おめでとうございます。

そこで、任命、今回、図書館運営委員会、それからスポーツ推進委員、この中に、現実的に大樹町のスポーツ委員、大樹町の図書運営委員という名称になっておりまして、帯広の方を選んだ理由というのは、どういう理由なのか。大樹に人材がないから帯広から連れてくるのかというお考えなのかどうか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

どうもありがとうございます。

選出母体が各職場になっております。残念ながら高規格道路等交通手段がすごく便利になったおかげで、大樹に在住しないで、通いの教職員が増えてございます。そんな中で、職場から選ばれたということで、職務を大樹町でやっている方ということで、大樹住民でないのはすごく残念ですが、そういう選出方法だというふうに理解してございます。

以上です。

○議長

安田清之君。

○安田清之議員

いろいろ通勤の事情並びに住民は向こうにいるが、大樹で勤められているということで、

お選びになっているというふうに理解をいたしますが、極力大樹に住んでいただくよう、教育長からもお願いをしていただきたいと思います。役員をやると報酬もいただけるわけでございますから、大樹のためにやっていただくことは結構ですが、なるべく大樹にお住まいをいただくようご尽力をお願いしておきます。

以上。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議 長

日程第6 報告第1号平成28年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました報告第1号平成28年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度一般会計補正予算(第10号)と(第11号)でお認めていただいた繰越明許費に係る歳出予算の経費について、法令の定めるところによりご報告を申し上げます。

それでは、内容について、朗読によりご説明をいたします。

報告第1号平成28年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成28年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

記。

平成28年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、宇宙のまちづくり拠点整備事業、金額5,502万3,000円、翌年度繰越額5,502万3,000円、財源は、未収入特定財源として、国庫支出金2,751万1,000円、町債2,750万円、一般財源が1万2,000円であります。

同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳管理事業、金額663万6,000円、翌年度繰越額44万8,000円、財源は、未収入特定財源として、国庫支出金44万8,000円であります。

次に、8款土木費、5項住宅費、事業名、町営住宅維持管理費、金額3,756万円、翌年度繰越額650万円、財源は、未収入特定財源として、国庫支出金325万円、一般財源が325万円であります。

同じく8款土木費、5項住宅費、事業名、寿町団地建設事業、金額1億8,599万9,000円、翌年度繰越額9,606万3,000円、財源は、未収入特定財源として、国庫支出金4,800万円、一般財源が4,806万3,000円であります。

次に、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、事業名、道路河川災害復旧事業（補助）、金額9,886万6,000円、翌年度繰越額9,407万円、財源は、未収入特定財源として、国庫支出金6,816万7,000円、町債1,710万円、一般財源が880万3,000円であります。

以上、翌年度繰越額の合計2億5,210万4,000円、未収入特定財源、合計1億9,197万6,000円、一般財源6,012万8,000円であります。

以上のとおりご報告申し上げますので、内容をご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告を終わります。

◎日程第7 議案第39号

○議 長

日程第7 議案第39号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第39号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものであります。

議案を朗読して、説明にかえさせていただきます。

大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち宮原章夫氏は、平成29年7月10日をもって任期が満了となるので、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定より議会の同意を求めたい。

記。

大樹町北通1番地7、宮原章夫氏。昭和29年7月26日生まれ。

参考としまして、任期は、平成29年7月11日から平成32年7月10日までの3年間であります。

宮原氏にあっては、帯広市ご出身で、42年間法務局にお勤めされ、一昨年の4月から町内で司法書士・行政書士事務所を開設されております。

前任委員の辞職に伴い、昨年3月11日に委員就任をいただき、委員長もお務めいただくなど、知識や経験も豊富なことから再任をお願いしたいと考えるものであります。

なお、議案下段に地方税法の関係条文を抜粋で掲載しておりますので、内容をご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

本案件については、大樹町議会運営基準第99条の規定に基づき、討論を省略いたします。

これより、議案第39号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第8 議案第40号から日程第25 議案第57号まで

○議 長

日程第8 議案第40号から日程第25 議案第57号大樹町農業委員会委員の任命についての件を、関連がありますので一括議題といたします。

柚原千秋議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(柚原千秋議員 退場)

○議長

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題となりました議案第40号から第57号まで、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町農業委員会委員の選任の同意をお願いするもので、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、従前は、選挙と市町村長の選任制であった農業委員の選出方法は、今回から議会の同意を得て、市町村長が任命するものとされました。

本町の農業委員の任期は、本年7月19日までで満了となりますので、農業委員会等に関する法律に基づき、本年3月21日から4月25日までの36日間、第23期大樹町農業委員会委員の推薦と応募を募ったところ、推薦17人、応募1人の計18人から候補者としての届け出がありました。

なお、本町農業委員の定数につきましては、条例により18人と定めております。

これを受け、去る5月10日に、副町長を委員長とする第23期大樹町農業委員会候補者選考委員会を開催し、資格要件の確認や法令基準との照査などを行い、適格であることを確認いたしましたので、今回、候補者としてご提案をさせていただくものであります。

この後、候補者につきましては、議案を朗読してご説明を申し上げますが、議案第57号の次のページに、候補者ごとの区分などについて整理した表を添付しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

それでは、議案を朗読して、提案理由をご説明申し上げます。

議案第40号大樹町農業委員会委員の任命について。

大樹町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めたい。

大樹町字振別102番地、穀内和夫、昭和31年9月1日生まれ。

議案第41号につきましては、大樹町字美成7番地2、原口武実、昭和31年12月24日生まれ。

議案第42号につきましては、大樹町字尾田714番地3、竹内稔、昭和28年7月7日生まれ。

議案第43号につきましては、大樹町字中島325番地、鈴木正喜、昭和33年1月13日生まれ。

議案第44号につきましては、大樹町字尾田337番地2、吉田洋一、昭和41年10月9日生まれ。

議案第45号につきましては、大樹町字尾田679番地、柚原千秋、昭和23年8月10日生まれ。

議案第46号につきましては、大樹町字尾田184番地2、牧田日出男、昭和30年1月10日生まれ。

議案第47号につきましては、大樹町字萌和181番地、片岡文洋、昭和20年10月20日生まれ。

議案第48号につきましては、大樹町字晩成44番地3、富倉浩之、昭和38年4月11日生まれ。

議案第49号につきましては、大樹町字生花733番地、吉田義明、昭和30年7月28日生まれ。

議案第50号につきましては、大樹町字石坂164番地7、宮嶋敏男、昭和28年9月20日生まれ。

議案第51号につきましては、大樹町字大樹346番地、宮本明夫、昭和27年7月15日生まれ。

議案第52号につきましては、大樹町字石坂418番地4、今村明仁、昭和43年12月2日生まれ。

議案第53号につきましては、大樹町字尾田555番地7、金丸栄省、昭和27年3月2日生まれ。

議案第54号につきましては、大樹町字大樹258番地、向井良治、昭和39年2月18日生まれ。

議案第55号につきましては、大樹町字開進134番地、金首浩文、昭和40年10月8日生まれ。

議案第56号につきましては、大樹町字大樹206番地の2、太田福司、昭和33年7月7日生まれ。

議案第57号につきましては、大樹町仲通12番地3、守澤芳弘、昭和26年9月26日生まれ。

以上の18人の方の農業委員への任命について同意をお願いするもので、任期は、本年7月20日から平成32年7月19日までの3年間であります。

参考といたしまして、議案下段に法律の関係条項を抜粋して掲載しておりますので、ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

町長にお伺いをいたします。

法令の部分で、6に書いている、利害関係を有しない者が含まれるようにするということで、大樹は1名されているのですが、これは何名でもいいという解釈なのか、1名以上いればいいというふうな理解なのか、この部分をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

中立的な立場ということで、法によりまして、1名以上ということでございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

1名以上ということは、全部利害関係のない方でもいいということですよ。一般公募で出されてもいいということですよ、そういう理解でよろしいですね。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

大変失礼しました。この中に、さらに法によりまして、認定農業者という規定もございまして、これが過半数以上を占めるという規定もございまして、そこもクリアしつつ、先ほどの利害関係のない者ということでございまして、別紙のほうの規定によりまして整理してございますけれども、18名中14人が今回、認定農業者ということになっているものでございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

ということは、これは全部、大方推薦で、公募というのは1名なのです、現実的に。

一つお伺いしておくのは、公募を優先するのか、推薦を優先するのか、これ選び方変わりますよね。推薦というのは、地区農家の方からなされるのか、一般市民から推薦なのか、この推薦という意味が理解がなかなかできないのでございますが、その部分は公募でもいいと。推薦というのはどういう団体を言うのか。問題ありますよね、認定農家は過半数以上ということは、21名というふうになるわけですが、これは公募でも、どちらを優先して町長は任命をなされるのかという疑問が湧くのですが、応募と推薦なので、そこら辺の、もうこれ3回目なので、今回だけで聞いておきますけれども、よろしく願いをい

たします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま農業委員の選任の同意の議案を提出させていただいております。前段説明をさせていただきましたが、今回、国の法律が変わったということで、新たに議会の同意を得るという形で議案を提出させていただいております。その中で、法律の抜粋を載せさせていただいておりますが、市町村長は、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して候補者の推薦を求めるといえることができるというふうになっておりますので、私も町内のそういう団体等に対して推薦をお願いした経緯があります。

今回、そういう意味で、18名中17名が推薦という形で応募をいただいたところでもあります。

また、今回から認定農業者の個人、法人以外に、利害関係を有しない者を含めなさいということもございましたので、農業委員としての候補者として適任な方を、私どももいろいろなところを通じて相談をさせていただきまして、今回、お1人の方が応募という形で、利害関係を有しない形での応募をいただいたということでもあります。

推薦が17名、応募が1名だったということでもありますが、基本的には推薦を優先したいなという思いもございますが、この方については、そういう組織等には属さない、利害関係を有しない方ということでありましたので、ご自身からの応募であったということ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長

菅敏範君。

○菅敏模議員

同僚議員の関連で質問したいと思います。

利害関係を有しないということと、推薦ということの両面をとるのですが、同僚議員も言われたように、今回から応募も受けるということになれば、もし応募したときに、応募者が複数以上あった場合に、過半数以下ですから、極端に言うとも8人ぐらいまでは応募者でもいいということになるのですが、町長が言われたように、推薦を優先したいという気持ちはわかるのですが、もし応募者が複数以上あった場合の扱いについてお聞きをしたいと思っております。

○議長

布目副町長。

○布目副町長

応募の方が複数いたらというお話でございまして、今回につきましては、応募の方が1名ということで、定数内ということでもあったものですから、規定でもあるように、農業に関する識見を有しという、ここが一番最大の選考に当たってのポイントということにな

るということで、選考委員会の中では、これまでの農業活動の実績でありますとか、推薦の団体でありますとか、そういうことを見まして、適任であるということで選定したわけですけれども、ちょっと回答になっているかどうかはあれですけれども、複数いて、例えば18名を超えた場合のケースがなかったものですから、その議論は、選考委員会の中ではしてはなかったところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

理解できないのです。なぜかという、1名だけだったというのは、単なる結果論の話であって、公募した場合に、たくさんの方が応募する可能性もあるわけです。定数が決まっているのであれば、そして、規則というか条例の中で、過半数までは認定を受け入る方が入ると。そうすると、過半数以下は公募でもいいということになる、一般論で言うと。そうすると5人の応募があった場合にどうするかということは、あらかじめ、選考するときには扱い方を決めてなければならない。3人あったら3人入れるのかとか。たまたま結果論として、偶然1人だけで、定数満杯ですから納まったのですが、もし公募の方が2名なり3名なりいて、18人をオーバーしたときにはどういう扱いになるのですかと聞いているのです。それは考えていなかったと言われたら、初めから慣れ合いであったのではないかというふうに言われてもしようがないのではないですか、初めから。そのところを、基準として物差しはどこにあるのですかと聞いているのです。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、町側の答弁。

布目副町長。

○布目副町長

申し訳ございません。今後に向けてという話でございますけれども、定数をオーバーした場合についての、団体からの推薦、それから一般公募という二つのパターンがあるわけですけれども、例えば推薦を農業認定者が過半数、それから公募の最低限が1名という基本的なルールがありますので、そこがそれぞれ超えてしまった場合については、それぞれ、二つクリアしなければならないということが一つありますので、それはクリアしつつ、例えば推薦団体が多いというケースになった場合には、それはやはり、こう言うてはあれで

すけれども、これまでの活動の内容ですとか、人選ということになりますので、その明快といいますか、決め方については、今後の一つの課題として、決めておきたいというふうに今考えているところであります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今回たまたま定数候補でこういうことになっているのですが、先ほどからの話によりますと、団体からの推薦ということもありますし、過半数の問題もありますし、例えば例としては、団体の推薦者が多い場合もあるし、公募に対する応募者が多い場合もある。そういうときの扱いについてはきちんとしておかないと、一般的に言うと、意欲を持って公募に応ずる人がやはり優先されるという考え方もありますし、それから、実務、農業に従事している方を優先するという考え方もありますから、その辺をどういうルールでもって農業委員を選任していくのかということをはきちんとしていかないと、今回でなくて、今後のこともありますので、そこはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森敏行君。

○杉森敏行議員

公募でやるというのと、推薦でやるというのは、公募のほうが強いのではないかと思うのです、自分がやりたいと手を挙げた人のほう。推薦でやられた人が強くなるという感じもあるのでしょうかけれども、それは、町長の判断でやるのでしょうかと、議会で決まったことを町長がやるということなのです。

それと、18人の農業委員の決まりなのですけれども、これは人口によって決めているのですか、それとも町のほうでただ決めているだけなのか聞きたいのです。（「法令がある」の声あり）何の法令で決まっているわけですか。例えば減らすとか増やすというのはできないのですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私ども大樹町の農業委員の定数につきましては、法律が変わったということで、しっかりと定めなければならないということも含めて、昨年、条例提案をさせていただいて、18名でお認めいただいたと思っております。

○議 長

杉森敏行君。

○杉森敏行議員

18人ということですがけれども、これは、推薦に出ないとか出るとかという話が結構飛

んでいるので、そういうのがあると思いますので、もう1回検討するとか、次期の3年後にはもう少し考えてもらいたい。

そして、公募のほうも、公募が強いのか、推薦が強いのかということであれば、公募のほうが強いのであれば、推薦でなくて公募で全部出せばいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、18名の定数は、先ほど申し上げたとおり、私どもの条例で定めておりますので、18名の農業委員を選任したいということで同意を求めているところであります。

今回、法の第9条の関係で、推薦と応募の形で、推薦が17名、応募が1名でしたが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、3月21日から4月25日までの36日間、広く推薦と応募を募ったということであります。その結果として、推薦が17名、応募が1名だったということでありますが、農業者自らが応募いただくということも制度としては当然あり得る話でありますので、次年度以降も、3年後のときも同じような形で応募させていただく期間を設けたいということになっていくと思いますが、その段階で、ご自身から応募いただく農業者の方もいらっしゃるかもしれませんが、利害関係を有しないという第6条関係の資格を有して手挙げをされる方々がいらっしゃるかもしれません。その段階では、私ども先ほど申し上げたとおり、農業委員会の委員候補者選考委員会を開催させていただいて、資格要件の確認でありますとか、法令基準などの照査を行って、適格者とお認めをさせていただいた方を、選任の同意の議案として提案をさせていただくような形になろうかと思えます。

再度繰り返しますが、農業委員の18名の定数ということは、現行の農業委員の定数も踏まえて、適切な農業委員会活動をするために必要な農業委員の定数だということで、昨年、条例提案をさせていただいて、お認めをいただきました。

今後、その定数がどうかというところは、農業情勢等も含めて、農業委員の活動も含めて検討してまいりたいと思いますが、昨年お認めいただいた定数でもありますので、今後もその定数で進めていくということが必要なというふうに思っております。そのときの情勢によって、定数の改正が必要だということがあれば、またいろいろな農業者の方々とも、議会ともご相談をさせていただいて、進めていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議案第40号から議案第57号の案件については、大樹町議会運営基準第99条の規定に基づき、討論を省略いたします。

これより、議案第40号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第41号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第42号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第43号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第44号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第45号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議案第46号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第47号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第48号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第49号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第50号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第51号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第52号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第53号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第54号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第55号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第56号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第57号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

休憩します。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 15 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 26 議案第 58 号

○議 長

日程第 26 議案第 58 号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 58 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、十勝圏複合事務組合規約の変更をお願いするもので、規約の全部を変更するものであります。

広域行政の取り組みを進めるに当たり、十勝では、構成市町村が同一となった場合は、組織の効率化に向け、統合などの検討を進めてまいりました。

管内全市町村により構成される十勝圏複合事務組合は、ふるさと市町村圏基金事業を含む広域事業、帯広高等看護学院や十勝教職員研修センター、十勝市町村税滞納整理機構の運営などを行っておりますが、同じく管内の 19 市町村で組織する十勝環境複合事務組合との統合に向け、昨年度から協議を行ってきた経過があり、今回、北海道との事前協議が調ったことから、十勝環境複合事務組合を十勝圏複合事務組合に統合するための規約の改正を行うため、構成市町村の議会の議決を必要とするものであります。

改正の内容につきましては、企画商工課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

それでは、議案第 58 号十勝圏複合事務組合規約の変更についてご説明をさせていただきます。

理由につきましては、省略をさせていただきます。

変更の内容につきまして、新旧対照表で説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。

表になってございまして、表の右端の備考欄を除きまして、左が現行の十勝圏複合事務組合規約、中央が十勝環境複合事務組合規約、右が統合変更後の十勝圏複合事務組合規約改正案でございます。

説明の際、それぞれの欄を短縮しまして、左を十勝圏規約、中央を環境規約、右を改正規約と呼ばせていただきます。

今回の改正は、十勝圏規約と環境規約をあわせて新たな改正規約とするものでございます。

なお、主な改正内容につきまして説明をさせていただきます、字句の整理などは省略させていただきます。

第1章、総則。

十勝圏規約第1条の目的を削除しまして、第2条から第8条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

第3条、組合の共同処理する事務につきまして、環境規約で規定するし尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場、十勝川流域下水道施設の維持管理、運営に関する事務を追加するものでございます。

6ページをご覧ください。

第4条でございます。組合事務所的位置につきまして、帯広市役所内から帯広市西24条北4丁目1番地5号、クリリンセンター内に変更するものでございます。

第2章、組合議会でございます。

第5条は、字句の整理。定数38人に変更はございません。市町村長と各市町村議会で選挙された議員1名、合計38名でございます。

第6条、第7条は、字句の整理でございます。

7ページでございます。

第8条でございますけれども、特別議決を追加するものでございます。組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係る議決については、当該事件に関する市町村から選出されている出席議員の過半数の賛成を含む全出席議員の過半数でこれを決するものでございます。環境複合組合では、一部の町村だけが関係する議件があるからでございます。

十勝圏規約8条の2を9条としまして、9条を10条とします。書記を削除いたします。

第10条各項を第10条第2項から第4項とし、副組合長の選任方法を変更いたします。

読み上げます。第3項、副組合長は、組合長が組合議会に同意を得て選任とするものでございます。

第11条第1項で、組合長の任期を規定し、第2項で、副組合長の任期を4年とするも

のでございます。8ページにまたがっております。

第12条は、組合補助職員の追加であります。

読み上げます。第12条、組合に補助職員を置く。第2項、事務局に、事務局長その他の職員を置く。第3項、前項の職員は組合長が任命する。

続きまして、第4章でございます。組合の経費でございます。

第16条は、組合の経費について規定し、各負担区分の整理をするものでございます。負担割合等の変更は、従前と変わりはありません。

9ページをごらんください。

第17条でございます。十勝ふるさと市町村基金の出資額の規定でございます。これも従前と変更はございません。

附則です。

第1条、この規約は、平成30年4月1日から施行する。

第2条、平成30年3月31日で解散する十勝環境複合事務組合の事務を継承するものでございます。

第3条、経過措置として、平成30年3月31日において、議長、副議長、議員、組合長、会計管理者、監査委員、教育長、教育委員の職にあった者は、4月1日において、当該職に選任されたものとみなすこととする。

第2項、副組合長は、平成30年3月31日を任期とするものとしてございます。

第4条、副組合長の選任手続を事前に行うことができることとする規定でございます。

第5条、最初に選任される副組合長の任期は4年とはせず、十勝環境複合事務組合副組合長の任期の末日とする特例を規定するものでございます。

以上でございます。

○議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

職員を置くことができる。第12条、8ページ。これ何名ぐらいを予想されておられるのか。これは市町村割になるのでしょうか。これは市町村割になるのでしょうか、任命権は、組合長の任命というような形になっているようでございますが、帯広の人だけになるのか、どういうふうな形をとられておられるのか、現実的にここに携わっている、町内にもあるわけでございますので、そこら辺どういうふうになるのでございませうか。職員は何名置かれるのか。負担割は、その中で割りをするのだらうと思うので、その人数だけちょっとお教えてください。

○議長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

職員の定数でございます。十勝圏複合事務組合が、統合前が13名でございます。統合後が16名でございます。一応3名増えることとなります。環境複合事務組合が、統合前が19名で、統合後は14名になるということで、合計しますと、合計32名が30名になって、2名の減になるということでございます。

帯広市の職員ばかりかということですが、滞納整理機構などは、私どもの町から派遣で行っておりますので、現職員が数名おりますが、内訳は今把握しておりませんが、数名の派遣職員と、あとは帯広市の職員ということでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

これについては、余り言いませんけれども、現実的に持ち回りで職員を入れていただくとかということにしないと、組合長が多分帯広市長になるのだろうというふうに解釈を私どもはしているのですが、違う町村がなるかもわかりませんが、任命権は組合長にあるということになると、小さな町は職員を勉強にも行かせられないと。事務に携わって、中身を自負させていただかなければいけないという部分がありますので、これは、今後改正されて、多分、会議があるというふうに思っておりますので、こういう意見をきちっと取り上げていただくようお願いをしたいと思いますのですが、いかがでございますか。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

仰せのとおりかと思えます。今でも十勝圏複合事務組合の本部のところには、町村から1名の派遣が持ち回りで行っておりますので、その辺が変わらないように、あるいはもっと増やすようなことも考えていただくようなことも必要かと思えますので、場面がありましたら、その辺を申し上げたいと思えます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

たった1名ですから、今言われたとおり。これはやっぱり構成員を見ると、郡部が多いわけですから、この職員30名の中、過半数以上は町村からというふうにするぐらいの意気込みを持ってやっていただかないと、全部帯広市、組合長は何だかという方がやっているようですが、その方が組合長で、うちの町長、我々が選んだ町長が副組合長にも絶対なれないような体制づくりでは困りますので、逆に、組合長をお取りいただくような、しっかりと、重要な組合だと思っておりますので、しっかりとそこら辺は物を言っていて、帯広市にだけ任すと、任せてもいいのですが、職員は勉強のためにも行かせると。町村ごと協議をして、町村会もあるようですから、しっかりと町長、それは言っていたきた

と思います。結局、税金は帯広に落ちるのです、職員の方の、現実的には、職員。市の職員の人数が多くなれば帯広へ。だけれども、負担金は案分率ですから、現実的にはうちのほうも出しているわけですから、そこら辺もしっかりと、1市19で論議をしていただいて、こういうご意見があったと、しっかり肝に銘じてやっていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。町長、その部分はよろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま十勝圏複合事務組合規約の変更の中で、職員の派遣等のご意見をいただいております。十勝圏に限らず、広域行政を十勝管内で行っておりますので、それぞれの機関に各自治体から職員を派遣して運営を行っているところでもあります。大樹町、今現在、消防事務組合の広域のほうに1名、または十勝町村会のほうにも1名、職員を派遣しております。任期ごとに各ブロックで持ち回りで派遣を行っておりますので、私どもも職員の定数は非常に厳しい場面ではありますが、職員の研修、スキルのアップにもつながるということもありますので、そういう部分については積極的に対応していきたいなということも考えておりますので、今後、鋭意、意見を参考にさせていただきながら、事務または人事も含めて対応していきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森敏行君。

○杉森敏行議員

9ページの(5)ですけれども、十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴うと書いてありますけれども、これは、いつも志民議員が申している機構のことなのでしょうか。それであれば、志民議員が反対するとか何かの意見はないのでしょうか。これで決まれば文句はつけないということによろしいのですか。

○議 長

杉森議員、提案者に質問してください。（「わかりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第58号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第59号

○議 長

日程第27 議案第59号十勝環境複合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第59号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、十勝環境複合事務組合規約の変更についてをお願いするもので、議案第58号と関連をいたしますが、し尿やごみ、下水の処理を行っている十勝環境複合事務組合と十勝圏複合事務組合の構成市町村が同一であることから、本組合を解散し、十勝圏複合事務組合に統合するため、組合規約の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第59号十勝環境複合事務組合規約の変更について説明させていただきます。

先にお認めいただきました議案第58号の十勝圏複合事務組合規約の変更と関連しまして、十勝環境複合事務組合の事務を十勝圏複合事務組合に承継させるための規定を規約に盛り込むもので、地方自治法第286条第1項の規定に基づく知事協議を行うため、同法第290条の規定による構成市町村の議会の議決をお願いするものでございます。

以下、改正文の朗読より説明に替えさせていただきます。

十勝環境複合事務組合規約の一部を改正する規約。

十勝環境複合事務組合規約の一部を次のように改正する。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章、事務の承継。

第17条、組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継する。

附則。この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上でございます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第59号十勝環境複合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第60号

○議 長

日程第28 議案第60号十勝環境複合事務組合の解散についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第60号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、十勝環境複合事務組合の解散についての議決をお願いするもので、前2件の議案でご説明のとおり、十勝環境複合事務組合を十勝圏複合事務組合に統合するため、十勝環境複合事務組合を解散しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第60号十勝環境複合事務組合の解散について説明させていただきます。

十勝環境複合事務組合が、その事務を十勝圏複合事務組合に承継した後に解散することにつきまして、地方自治法第290条の規定に基づき、構成市町村の議会の議決をお願いするものでございます。

以下、朗読により説明に替えさせていただきます。

十勝環境複合事務組合の解散について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成30年3月31日をもって、十勝環境複合事務組合を解散する。

以上でございます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第60号十勝環境複合事務組合の解散についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 9 議案第 6 1 号

○議 長

日程第 2 9 議案第 6 1 号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 6 1 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についての議決をお願いするもので、前 3 件の議案でご説明のとおり、十勝環境複合事務組合を十勝圏複合事務組合に統合するに当たり、財産を統合先の十勝圏複合事務組合に承継させようとするものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第 6 1 号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について説明させていただきます。

十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産の処分につきましては、地方自治法第 2 8 9 条の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるとされており、解散に際して、当該組合が所有する一切の財産を十勝圏複合事務組合に帰属させようとするものでございます。

同法第 2 9 0 条の規定に基づき、構成市町村の議会の議決をお願いするものでございます。

以下、別紙として添付させていただいております協議書案の朗読により、説明に替えさせていただきます。

十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法第 2 8 9 条の規定により、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について次のとおり定める。

財産の処分。

第 1 条、組合が所有する一切の財産は、十勝圏複合事務組合が承継することとする。

その他。

第2条、この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、関係市町村がその都度協議して定める。

以上でございます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

現実的に財産処分を継承させるということは、異議ないのですが、財産って何があるのですか。何も載せないで、財産を渡せと言われても何も言えないのでございますが、何をもって財産を渡せ。財産というのは、預金もあれば土地もあれば、建物もいろいろあるのです。これが記載をされていないですよ、この中身、何も。我々何を判断して継承を承認すればよろしいのか、お伺いをいたします。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

ただいまの財産の処分の議題に対して、その内容のわかるものがないのではないかと、いうようなことでのご質問をいただいたと思います。

具体的に財産内訳、その他のものの資料としては用意してございませんが、今現在、十勝環境複合事務組合、事業運営を行っております、ごみ処理施設でございますとか、浄化槽の施設でございますとかというものを、実際に施設運営をしながら事業を展開しているという内容になってございます。これらの事業を全て、組織としては、十勝圏複合事務組合のほうにそのまま移行して、同じように事業を運営していくということでございますので、それら現在使用している施設を含めた、それらの財産を一切十勝圏の所管に移していくということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

今の答弁では全然納得いきません。現実的に財産をそのまま移行するということは私は認めるのです。何も出さないで、移行せと、今、運用しているから。運用しても財産は財産でございます、これは、今ここで言ってもしょうがないので、預金もあれば、あらゆるものがあると思いますので、承認はいたしますけれども、やはり承認するという重みはお考えをいただきたいと思います。組合も存続させる、議決、全部させたわけです。我々認めたのです。だけれども、これを出さないで、認めたと言えますか、現実的に。一番大

事なものですよ、商人にすれば。早く言えば、会社を移行する上で、財産目録、預金残高等々をつけて初めて、税務署に提出をしなければ移行できないのでございます。それが町は、組合はできないのでございますか。お願いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についての議決をお願いしているところであります。

先ほどの議案で、解散についてお認めをいただいて、来年の3月31日をもってこの組合は解散をするということの議決をいただきました。それに伴って、財産処分についての議決もお願いをしているところでありますが、来年の3月末をもっての財産、解散時点の財産については、全て十勝圏複合事務組合のほうに承継させていただきたいというお願いでありますので、その段階での財産については、3月31日の決算をもってお示しできるかなというふうに思っておりますので、今現在、詳しい財産についてはお示しをできないという現状についてはご理解をいただいて、解散の時点での財産については、しかるべき段階で報告を、お示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長、反論をさせていただくと、昨年度の決算の財産目録ってありますよね、なかったらおかしいです。これを提出してくればいいのです。その後は、3月31日をもって移行いたしますと言っていたら結構でございますので、昨年度の決算、我々で言う決算です。それを、財産が何ぼ、何が何ぼというものを各部門別に出していただければはっきりする話でしょう。議長、そうですよね、議長も行っていきますよね、いろいろ。これ出せませんよね、出せない理由があるのですか。昨年度のやつですから、お出しをいただけますか。組合員となっているのは議長と町長だけでございますから、我々は知る何物もございません。だから、昨年度のを出していただいて比較をして、今年度3月、来年度の3月31日を見ればいいわけですから。今年度はできていないでしょう、まだ決算。来年度だから、これ。施行は来年度の3月31日でしょう。今年度でないでしょう。だから、昨年のは出ているはずなのです、もう。そこら辺をはっきりしてください。3回目なので、議長、答弁が悪かったら4回、お願いしておきます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議 長

再開いたします。

酒森町長。

○酒森町長

今回、財産処分についての議決の中で、承継をさせていただくというのは、来年の3月31日解散時点の財産ということであります。

本年度の平成28年度の決算はまだ私どものほうに届いておりませんが、それをお示しするという方法は、参考でお示しするという方法はあったかなというふうに思っておりますので、来年、財産を承継させていただくということも含めて、その資料として、平成28年度の決算の内容等が届いた段階で議員のほうにお示しするというので、ご了解いただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第61号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第30 議案第62号

○議 長

日程第30 議案第62号平成29年度大樹町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第62号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町一般会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ548万3,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第62号平成29年度大樹町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ548万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億748万3,000円とするものでございます。

最初に、資料でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

なお、財源の内訳につきましては、特定財源があるもののみ説明し、全額を一般財源で措置するものにつきましては、説明を省略させていただきます。

最初に、総務費、財産管理費、町有地・建物維持管理経費、委託料で346万4,000円の増。

双葉町の小学校東側にあります観光協会の倉庫、営繕の作業所、家畜防疫車の詰所ですが、来年着工予定の学童保育所、児童館施設整備の支障となるため、現在、柏林公園まつりの駐車場や雪捨て場に利用しております柏林公園北側の町有地に移転するための設計委託料でございます。

委託業務の内容といたしましては、移転予定地が盛り土をした土地であるため、簡易な地質調査並びに全体測量、それから、取り壊しを現在予定しております観光協会の倉庫、営繕作業所のほか、現在、旧特別養護老人ホームを利用しておりますシルバー人材センターの倉庫並びにこれら共同で利用する管理事務室を一体的に整備するための設計費で、建物

の面積につきましては64坪程度、211平方メートル程度を予定してございます。

次に、企画費、大樹町地域おこし協力隊設置事業、需用費から備品購入費まで140万1,000円の増。

企画商工課に配置しております地域おこし協力隊の活動経費で、隊員が取り組んでおりますワーキングスペース、主に個人事業主や小規模な事業者が共用で使用するための事務室、事務所ですが、その消耗品のほか、新たな商品開発のための委託料、複写機やデザイン用のソフトウェアの使用料、備品購入費で、これらの経費につきましては、特別交付税の措置対象となるものでございます。

次に、民生費、心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、委託料で29万6,000円の増。

障害者福祉サービス等報酬改定に伴いますシステムの改修経費で、財源につきましては、全額が国庫支出金でございます。

次に、公衆浴場費、公衆浴場運営費、委託料で7万2,000円の増でございます。

公衆浴場の管理人につきましては、身体の故障によりまして、4月25日に退職をしております。現在はシルバー人材センターに管理を委託してございますが、常勤する職員が不在となっているため、警備業務を委託するための経費でございます。

次に、衛生費、母子保健費、母子保健事業、負担金、補助及び交付金で25万円の増。

北海道では、平成29年度から不育症治療費の助成を開始しておりますが、町としてもこの取り組みを推進するための支援措置を講じるための経費でございます。具体的には、不育症の検査、治療に要した費用につきましては、北海道の助成を差し引いた額を助成するもので、限度額につきましては、1回につき5万円で、5回分の予算を計上したものでございます。

以上、合計で、補正額548万3,000円の増。財源は、国・道支出金が29万6,000円の増、一般財源が518万7,000円の増となるものでございます。

続きまして、第1表、歳入歳出補正の歳出をご説明申し上げますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額61億200万円、補正額、2款総務費から4款衛生費まで548万3,000円の増、補正後の歳出合計61億748万3,000円。

続きまして、歳入歳出予算補正の歳入をご説明しますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額61億200万円、補正額、14款国庫支出金と19款繰越金で548万3,000円の増、補正後の歳入合計が61億748万3,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

10ページの委託料と需用費と使用料、賃借料について聞きたいのですけれども、倉庫等新築工事の基本実施設計で、大きさは211平米なのですけれども、実際建てるとしたらどれぐらいの建設費用がかかるのかお聞きしたいのと。

あと、需用費の関係、地域協力隊の関係ですけれども、コワーキングスペースで、事務所、事務室の経費等で、複写機、ソフトウェア、会場使用料等ですけれども、場所は、会場を借り上げるということは、どこかの施設を借りるということなのですけれども、施設がどこの施設で、教えていただければ教えていただきたいのと。

あと、タブレット、プリンターですけれども、これは、地域協力隊の増員に伴うものなのか、また、追加によるものなのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

最初に、私のほうからは、1点目の財産管理費のほうの内容につきましてご説明を申し上げます。

先ほど申し上げました観光協会倉庫、それから営繕作業所並びにシルバー人材センターの倉庫の関係でございますが、そちらにつきましては、4間の13間、約170平米程度を見込んでございまして、倉庫の部分につきましては、予算的には、坪51万円、52万円、50万円強という形で見てございまして、2,700万円程度を想定してございます。

なお、これと同時に管理事務室をつくるわけでございますけれども、そちらにつきましては、4間の3間、12坪、約40平米程度。平米単価を40万円程度と仮定してございまして、1,600万円程度、合わせまして4,300万円程度が所要経費となるのかなというふうに見込んでございます。いずれにいたしましても、実施設計の中でその詳細については確定していくものでございますけれども、当初のもくろみとしては、この程度の金額というふう考えるものでございます。

以上でございます。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

それでは、地域おこし協力隊の活動に関する経費でございますけれども、コワーキングスペースという部分でございますが、場所につきましては、セブンイレブンの横、高井呉服店の跡を借りておりまして、そちらの内装を、DIY、自分たちで改装しながら、その部分も活動の一つということで、直営で、一部委託もしておりますけれども、主に壁を塗ったり床を張ったりというようなことをしております。そのための資材費と、あと、事務

所としての紙とか消耗品を見ているということでございます。

それから、タブレットとプリンターにつきましては、仰せのとおり、1名増員になりましたので、その方の活動のためのものがございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

場所が柏林公園の駐車場ということですが、あそこは何もないのですけれども、あそこにぼつんと建つのですけれども、将来的にほかの構想を持たれているのか聞きたいのと。事務所は、4間掛ける3間ですが、事務所というのは何の用途に使うのか聞きたいのと。あと、うちの公共施設の中で空きスペースの中で、そういう施設はなかったのか、検討されたのか聞きたいのと。

あと、地域協力隊ですが、DIYですが、ソフトウェアのライセンス料は毎年かかってくるのか、会場使用料も来年度以降もかかってくるのか、今年度だけなのか、その辺をお聞きしたいのです。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまの1点目のほうでございますけれども、こちらはまず、今現在柏林公園の駐車場に使っている町有の空き地、町道と道道に挟まれたあのエリアでございます。とりあえず向こうにつきましては、今のところ主たる利用形態は想定されてございません。ただ、場所的に十分車の出入り等も可能で、利便性が高いということで、また、市街地に近いということで、向こうを選定させていただきました。

事務室なのですけれども、倉庫だけ建てましても、水もなければトイレもないという形になります。また、防疫車の詰所としても使いたいと考えてございまして、防疫車につきましては、運行期間帯の5月から11月ぐらいまでは常時3人ほどございます。また、営繕の作業員も常時1名ございます。そちらの休憩場所とかトイレ、そういった形のものに使っていきたくて考えてございます。

また、町内の空き地、空き施設で類似のことが利用できないかということでございました。実は、シルバー人材センターの倉庫につきましては、今現在、旧特別養護老人ホームの中にあると。そちらにつきましては、今年度解体予定でございますので、まずそのものをどうするのかというところで、町内の公共スペースを探させていただきました。実際は、旧消防庁舎、今現在、スクールバスの車庫として使っております。また、旧駅舎、北海道衛星に貸し付けてございますけれども、待合所のところは若干空いているというところで、そちらも使えないかと。もしくは、思い切り離れて、使用が終わっております旧中島福祉ホームとか、そういうところはどうですかということだったので、まず1点、シルバー人材センターがそこに集まるという形になりますと、駐車場が広く要ると。

それから、除雪作業とかがある場合に、機械を余り遠くまでとりに行けないということもございまして、市街地で求めたいということもございました。

実際、面積としては、先ほど申し上げたとおり、211平米程度ですので、そこまでスペースはとらないのですけれども、そこへの外構工事であるとか、駐車スペース、それからシルバー人材センターには、今現在、車両が3台、それから営繕作業所にお勤めの営繕用務員がお使いになる車両が1台ございます。こういった車庫もつくりたいというふうに考えてございます。ただし、それにつきましては、経費的なものもありますので、既製のガレージなんかを利用しながら、安く上げられればなと考えるものでございます。

また、あそこの土地の利用形態につきましては、当初、スクールバスの車庫、今現在野ざらしになっている部分、それから旧消防庁舎を使っている部分、冬場になりましたら委託業者をお願いしている部分もございまして、あそこを一連で整備したいと考えてございますけれども、予算的な部分もございまして、今回につきましては、取り急ぎ、来年度、学童保育所並びに児童館の建設に伴いまして、不足する施設並びに旧特別養護老人ホームの解体に伴いまして、不足する施設を優先し、こういった形で考えるものでございます。

以上です。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ソフトの使用につきましては、使用料は今限りでございまして、そのままこちらの取得になるという形態ものでございます。

それから、会場使用料につきましては、地域おこし協力隊のメンバーがその会場を使うときに、一定の使用料をお支払いしながら、イベント等で使う場合に見込んでいますのでございまして、そこで講習会等をやる場合に払うものでございまして、コワーキングスペースを運営する人が使うのではなくて、それ以外の方が使うときの使用料ということでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最後ですけれども、水、トイレのライフラインの関係を整備されていくのか、今回は見送るのか、水の関係を聞きたいのですけれども。

それと、倉庫等ということで、解釈はいろいろあるのですけれども、とりあえずシルバーの車3台、営繕1台、防疫車1台ということで、車を含めた書類等の倉庫を建てるということでもいいのですね。それと、スクールバス等の車庫は、今回は建設しないということでもいいのですね。

あと、ソフトウェア、会場使用料ですけれども、これはあくまでも、地域協力隊という

のは任期がありますよね。その人が別に独立しても、また新たな人が事務所を借りるときの会場使用料ということで、そういうことでよろしいのですね。例えば今の人がやめて新しい人が来て、コワーキングでやりたいのだと、そのときにまた事務所を借りるときは、会場使用料とかソフトウェアがまた新たに発生するという解釈でよろしいのでしょうか。最後にそれを聞きます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

ライフラインの関係でございますけれども、事務室スペースには、水、それから給湯、トイレ、そちらのほうはあわせて整備を行います。

それから、倉庫としての利用の部分なのですが、今現在の観光協会の倉庫、ご覧になった方も多いと思いますけれども、新しく考えているものはあれより狭くなります。ただ、棚とかをきちんと整備することにより格納できるだろうと。それから、営繕の作業所につきましても若干狭くなると思います。シルバー人材センターの倉庫につきましても、今現在、使い放題の広い面積を使っていますけれども、あれよりも狭くなりますので、棚なんかを設置して、必要最小限度の面積で何とかいけなかなと考えるものでございます。

車両につきましては、シルバー人材センターが3台、それから営繕の軽トラックが1台ございます。防疫車につきましては、今のところそちらのほうには置いていないのですけれども、ただ、営繕の軽トラックにつきましては、もしかしたら営繕の倉庫の中におさまり切るかもしれないと。シルバーの倉庫につきましては狭いので、少なくとも車両3台入れることは無理ですと。

防疫車の車両につきましては、今現在、柏木町のほうに格納してございますけれども、こちらのほうももしかしたら手狭になるかもしれないと。例えば営繕の作業所の中に軽トラックが入れば、防疫車並びにシルバーの車両3台の合わせて4台の倉庫が必要になる。ただ、その車庫につきましては、新たに一から設計するよりは、既製でよく売られているガレージを、確認申請もありますので、そういったものを活用しながら、できるだけ安く上げたいというのが考え方でございます。

いずれにしましても、今現在使っている面積よりは、大分コンパクトになったものを建てさせていただくという形になりまして、倉庫がとんとんと、一棟で3カ所の倉庫があった上に、その倉庫と続きになる管理事務所1棟として建てたいという考えでございます。

以上です。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ソフト、会場使用料の件でございますけれども、新たな人が来たらまた別にかかるのか

という点では、そのとおりかと思います。新たな予算で、来年度新しい方が来て、ソフトが必要だということになれば、新たにまた購入するようになるかと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

若干関連いたします。予算の関係で、実施設計ということでございますが、51万円というと、我々民間から考えるとえらい高いのです。倉庫で51万円、今、住宅でせいぜい51万円ぐらいです、民間で。これどういう計算でなされるのか、どうも納得がいけないのです、現実的に。そんな立派なものをお建てになるぐらい重要なものばかりがあるのだろうというふうに思うのですが、民間の感覚で考えると、坪単価51万円、平米。これどうも納得がいけないのでございますけれども、ここら辺はもう少し安くならないのですか。

現実的に今、僕、ある人の身内の家を新築する予算で51万円です。倉庫で51万円というのはどういうことなのだろうと。どうも積算根拠がはっきりしないのです、役場の場合。ここら辺をどういうふうにお考えになるのか。

倉庫ぐらいだったら、346万4,000円、実施設計、職員でできないのですか。図面、何間の何間、鉄骨が何ば間仕切りが何ば、これできないのですか。三百何十万円も、どこに業者に発注するのとは別にして、えらい高いものに解釈を僕はしているのです。実質、設計料って建物の何%というふうに大体決まっているのだろうから、うちの設計士に、大まかにこれでどうだと、確認申請も要るのですか、要るのですよね。だからそれなりの部材も使わなければいけないです。ですから、それはうちの職員でもこれぐらいのものはできるのではないかなと僕は思うのです。そこら辺はどういうふうに解釈をなされ、実施設計を出されるのか、今回、大きなものとかでは若干違いますよね。僕から言うと倉庫です。単純に言えば、柱建てて、民間ならぼんぼんと、こんな実施設計もつけないでやるようなものが、町がやるからきちっとした、法律に基づいてやるのだろうというふうに認識はするのですが、少し高いという気はいたしませんか。そこら辺は、どういう積算根拠をもってきて、なされたのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

先ほど私、当初のもくろみの事業費ベースで物を申し上げました。確かに一般的な感覚からいくと、かなり立派なものが建つのかという感覚はあると思います。私も、当初申し上げました倉庫分で2,700万円という数字ありきで動いているわけではございません。

ただ、公共施設、公共のほうで出すということで、当然、先ほど申し上げました確認申請、それから構造計算とか、そのほか労務単価なんかも、道が用いています、国が用いて

います公共施設の整備のための単価を用います。そういった形になると、民間の水準に比べると確かに高くなってしまおうというのは、御指摘のとおりと私も理解してございます。

ただ、私どもそういったものを指導する立場である行政でもございますので、そういった部分を踏まえますと、かかるものは仕方ないのかという部分が、としか言いようがないのですけれども。

それともう1点、先ほど設計費の部分で三百何十万円という数字で御指摘をいただきました。これにつきましては、実は、あそこの低みに砂利を入れたり土を入れたり、盛り土をした部分がございます。ということで、地盤の強度の関係もありますので、簡易な地質調査も行います。

それから、今回、スクールバスの計画というのは出さないという話をしましたけれども、あそこにあれだけの面積の土地がございます。今後のことを含めますと、全体の測量をもって、勾配なんかも考えながら、開発の折の水処理なんかも含めた、ある程度の測量は必要なのだろうと思ひまして、全体の測量も含めてございます。

それから、先ほど申しあげました駐車場とか、取り付けの部分、そういった外構の設計も含め、こちらの経費が約140万円程度含まれるものでございます。実際の実設計の部分に係るという部分でいくと、120万円程度。そのほかに、全体に入る諸経費というのが80万円ぐらい入って、合計で380万円という数字が出てくるわけでございますけれども、そういった形になります。

また、もう1点、自賄いでできなのかということでございますけれども、今現在、学童保育も含め、公営住宅も含め、それから今回、SORAの増築も繰越明許費で行います。また、各種施設の解体であるとか補強であるとかもございまして、どうしてもうちの技術者、自前でやっていく時間は、今回に関しては厳しいなという話もされてございますし、はたから見ていてもかなりご負担をかけているというか、無理をさせている部分もございまして、測量とか調査も含めたもので、今回につきましては外注をお願いさせてもらいたいというものでございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

何となく納得せざるを得ないのだろうというふうに思います。何となくだよ。本気で納得しているわけではございません。実施設計、それから地質調査、これは現実に今やらなければならぬです、建物を建てる時は。だけれども、簡易でも大丈夫なはずなので、今まで建っていたところだから、あそこは。

現実に予算、人件費人件費と言っていますけれども、人件費は上がっていませんので、現実的には、道のやつ。だから、そこら辺も十分検討していただかないと、前回のときも人件費が何ぼになるのかわからないというご答弁をしていましたけれども、現実的には、

道の単価は変わっていないというふうに私は認識していますので、今の道の単価は幾らですか。それを一つ教えてほしいのと。

もう一つ、商工のほうの、申し訳ないのだけれども、一緒にやってしまう。3回しか言えないから。

あそこ駐車場ないのよね、これ問題ないか。職員の車の置くところもない。何もないのに、あそこに住民が集うような場所をつくるというのが本当にいいのかどうか、疑問が若干あります。何かやるといっても、講習会をやるといったって車を置くところないのだよ。そこら辺をよくお考えをいただかないと、スタッフの皆さん、地域おこしの方が一生懸命やられても、住民が行きづらいところには行かないのだというふうに思うのです。課長、そこら辺はどういうふうに認識をしているのか、もしあれであれば、近くに駐車場を借りるのだとかということがないと、努力は一生懸命されているのでしょうか。これからもいろいろな事業の相談にも乗ったり、いろいろなアドバイスもしてくれるのだろうというふうに思っていますが、そこら辺まで一生懸命やるということですね。自分達の考えだけでやるのか、相談に行ったときには相談にも乗ってくれて、こういうふうにしたらいいですよとか、こういうものはこうですとかということもやっていただけるのかどうか。場所があっちに移ってしまうのか、役場にいるのか、足はどっちに重心を置いて行動されるのか、お伺いをいたします。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

人件費の関係でございます。今回、設計業務の委託料を算定するに当たりまして、基礎として用いた数字は、技術者1名、設計技術といえますか、主任技師、1時間当たり3,750円を見込んで、所要時間数を掛けて合わせて、人件費的には約80万円程度を見込んでございます。

以上です。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

コワーキングスペースの駐車場の関係でございますけれども、仰せのとおり、ちょっと古い建物がございまして、あの頃の建物というのは道路に面していて、駐車場が前のほうにない。最近建つものは大体奥に駐車スペースをとるのですけれども、ない中でのスターということでございまして、現在は、公共駐車場、遠いですが、道の駅の駐車場を使ってくれと。集まっていただくようにしております。

開設は町ではなくて、地域おこし協力隊の方が自主的にやっているものですから、あそこは私どもが選んだわけではないのですが、中心市街地の活性化のためには大変いいことだなどと思っておりますし、それに対しての協力というか、コワーキングスペースのためだ

けではないのですが、中心市街地の活性化のためには、公共駐車場というのは、国道に面したところにあってもいいのかなというふうに私もちょっと考えておりました、地主の方に向け合った経緯はございますが、最初、貸してもいいような感じもあったのですけれども、諸般の事情でちょっとうまくいかなかったというような経緯はございます。またチャンスがあれば、あの辺に車がとめられて、お店で買い物あるいは食事、あるいは会合に使えば、あの辺の中心市街地の活性化の一助になるのかなと思っております。

活動内容ですけれども、特に相談を受ける場所ということではなくて、コワーキングでするので、自分達でそれぞれ仕事をして、時々集まって話をしたりとか、あるいは今日は、テーマで勉強会をやるからみんな集まれとか、そういうような活動をしたいというふうに聞いております。

地域おこし協力隊の活動の中でやっておりますので、運営をしようとしている彼女は、活動の中で向こうに行くことは構いません。一応雇用契約になっていますので、朝タイムカードを押して、夕方タイムカードを押して、日中はあちらで活動するというのは認めております。地域おこし協力隊を卒業したら役場には当然おりませんで、あちらが中心になると思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

商工のほうは大体わかったのですが、頑張ってくださいようお願いをしたいのと、町の活性化ということは十分認識もしますので、町長にもお願いをしておきますが、町の中に駐車場が1カ所ぐらいあるといいなど。道の駅にはあるということでございますけれども、あそこから歩くと、若い人だろうから、元気だから歩かせたほうがいいのかなと思いますけれども、利便性からいくと町の中のほうがいいと、検討をいただきたいというふうに思います。

それから、この80万円、1時間単価3,750円、これはべらぼうに高い、我々からいくと。今、最低賃金は幾らかご存知でございますか。新聞報道等にも出ていますけれども、1,000円いかないのです。797円だったか8円だったか、そこら辺だよ。そんな料金なのに、1時間当たり3,750円。これだと、逆に言うと民間に任せて、町が借り上げたほうが、土地は提供して、町の持ち出しは少なくなりませんか。逆に言うと、現実的に、町で持つわけだから、国の要請もあるのだろうと思うのだけれども、起債も使うのだろうというふうに思うのです。一般財源、本当に基金が底をつくような状態が起きないように、町長、十分検討されて頑張っているのだろうというふうに思いますけれども、新しいものがぼんぼん出るということは、お金がなくなると、我々から考えると思うのでございます。ただお金は湧いてきませんので、利益は生むように。それから、利用もはっきりできるように、将来展望も、車庫も建てたいのだというご意見でございますから、またこれ、前回、協議会にお話があったときには、議員の皆さんからいろいろ反論があったよ

うでございますけれども、それも含めて、極力値段は下げるように、下げるというより適正な価格というほうがまともだろうというふうに思いますけれども、何とかこれは、民間常識から考えると我々は納得できないのです。今回は仕方ないなど、緊急性、壊さなければならぬ。我々も認めていますから、その物を動かさなければならぬ。防疫車もあのまま野ざらしには、大事なものですから、使っていただかなければならぬ。それから、車庫もポールを立ててやるのか、何か既製のものでやるというお考えですから、あれでも少なくとも200万円や300万円簡単にかかるわけでございますから、十分予算は切り詰めて使っていただきたいというふうに思うのですが、極力。予算の組み方ってどうでもできるのかなど、逆に言うと。そこら辺含めて、地元業者に発注するのだから、税金で戻るかなどという思いもありますけれども、十分値段を下げるように。

それから、道の積算根拠が本当に民間企業とマッチされたものなのか、疑問を若干感じますので、もしあれであれば、道の積算根拠を今度私にお教えをいただきたいというふうに思います。根拠がなくて我々、今話を私もしております。道の積算根拠に基づいて町はやっているわけですから、その根拠が何だと言われたとき言えなければ困るわけですから、今後、道にも、この根拠を議会から追及をされるので教えていただきたいというふうにご願いをしておきます。議長、いいですね、それ。町長なのか総務課長なのか、副町長なのかわかりませんが、なるべく町長、予算のかからないような、町のためにお力をいただきたいというふうに思いますので、町長の思いだけ、ひとつ。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま補正予算の中身で2点ほどご質疑をいただきました。

コワーキングの関係で、今、地域おこし協力隊が主体となって、そのスペースでの活動を行っていただいておりますが、残念ながら近間に駐車場がないという実態にあります。

先ほど担当のほうからも説明を行いました、市街地での公共的な駐車場の確保について検討した経緯がございますが、残念ながら相手方との協議の中で、その実現に至らなかったということではありますが、今後、公共的な駐車場で、さらに町中で必要だということであれば、適地も含めて検討していきたいと思っております。

また、今、新たな施設を建てるに当たっての委託料の関係でご議論もいただいているところであります。私どもが施設を建てようとする、やはり民間との建築に係る価格差というのはどうしても否めないということで、同様のご議論をいただいている経過については私も重々承知をしているところであります。

適正な価格という部分では、どうしても単価的なもの私どもは縛りがあるということはお含みをいただきたいというふうに思っております。ただ、施設を設計するに当たって、やはり適正な規模というのは大事だというふうに思っておりますし、先ほど担当の総務課長のほうからも説明をいたしました、決して大きな余裕のある建物をつくらうとい

うことは毛頭ございませんし、今、建築を進めております学童の施設の関係、または、取り壊しを行う旧特養での、シルバー人材センターの倉庫の代替施設ということでありますので、ぜひ今回の委託料等については、お認めをいただいた上で、適正な時期に建築のほうを進めていきたいと思っているところであります。どうぞよろしくをお願いします。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第62号平成29年度大樹町一般会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第63号

○議 長

日程第31 議案第63号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第63号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産ですが、種類は物品、名称は除雪ドーザー、タイヤショベルであります。数量は1台、取得金額は3,160万800円。取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約であります。取得の相手方は、帯広市西20条北1丁目2番地28号、北

海道川崎建機株式会社帯広支店、支店長古田信之。

参考として、納入期限は、平成30年1月31日であります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第63号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第64号

○議 長

日程第32 議案第64号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第64号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産ですが、種類は物品、名称は、スクールバス。数量は1台。取得金額は1,149万円。取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。取得の相手方は、

広尾郡大樹町仲通5番地、有限会社福田自動車商会、代表取締役福田英樹。

参考として、納入期限は平成30年2月28日であります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松本敏光君。

○松本敏光議員

スクールバスの購入なのですが、スクールバスはこのメーカーなのか、何人乗りなのかお知らせをお願いいたします。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

今の質問でございますけれども、まず、メーカーでございますけれども、三菱ふそうのものでございます。四輪駆動の、乗車定員は運転手含めて29人乗りということで、児童生徒は28人まで乗車可能という内容となっております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第64号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時47分

平成29年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月7日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 陳情第 1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める意見書提出に関する陳情について
- 第 3 一般質問

○出席議員（11名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋	

○欠員（1名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼 地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼 尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明
会計管理者出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢厳則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾さとみ

<教育委員会>

教 育 長

学校教育課長兼学校給食センター所長

社会教育課長兼図書館長

板 谷 裕 康

角 倉 和 博

井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

農業委員会事務局長

鈴 木 正 喜

水 津 孝 一

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長

主 査

小 森 力

澤 尾 廣 美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番	杉	森	俊	行	君
4番	松	本	敏	光	君
5番	西	田	輝	樹	君

を指名いたします。

◎日程第2 陳情第1号

○議長

日程第2 陳情第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める意見書提出に関する陳情についての件を議題といたします。

本陳情書の内容については、お手元に配付したとおりであります。

本陳情については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり所管の常任委員会に付託することにいたします。

◎日程第3 一般質問

○議長

日程第3 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次、これより発言を許します。
初めに、9番志民和義君。

○志民和義議員

既に通告してあります2点について、町長にお伺いをいたします。
まず最初に、赤字バス路線の補助金について伺います。
国土交通省が赤字バス路線への補助金上限額を45%から40%にすることを検討しているとお聞きしております。大樹町にとって、既に鉄道が廃止され、さらにバス路線への補

助金減額がなれば、バスの便数が減便される可能性があります。維持するなら、地方自治体の負担がさらに増加する可能性もあります。交通弱者、そしてまた、近年は運転免許証の返納をした人たちへの対策が求められております。国に対して補助の減額をしないよう伝えてはどうか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、志民議員ご質問の赤字バス路線の補助金についてお答えをいたします。

昭和62年、国鉄広尾線が廃止となって以来、十勝バス広尾線が地域の唯一の公共交通機関として、買い物や仕事、通院、通学の大切な足として多くの方々に利用されております。地方の赤字バス路線につきましては、地域間幹線系統確保維持費補助金として、国と都道府県が運行経費の45%を上限として2分の1ずつを負担し、残りの赤字分を沿線市町村が負担することで維持を図っております。本年4月に国土交通省から、2018年度分から国と都道府県の補助上限を45%から40%に引き下げる方針が示されたところでもあります。

十勝バス広尾線の維持につきましては、沿線市町村長で構成する広尾線バス輸送確保対策協議会や十勝地域生活交通確保対策協議会第3部会において、バス輸送の確保と円滑な運営について協議するとともに、毎年、十勝圏活性化推進期成会を通じて、地方バス路線の維持、確保に関する支援を要望してきたところでもあります。また、北海道バス協会が道に対し、拙速な補助金カットの見直しは地域の混乱を招くとして、補助額の上限維持を求め、北海道から国土交通省に対して慎重な対応を申し入れたとも伺っております。国会においても、この問題が議論されており、国土交通大臣は、地方バス路線の生産性向上のための取り組みを促し赤字縮小を図る、赤字路線の補助については必要額を確保すべく最大限の努力をすると答弁もしております。

このような経過の中、国土交通省は方針を撤回し、2018年度分は現行どおりとすることとしたとの報道がありました。これまでの要請が受け入れられたものと評価をしておりますが、同時に、事業者に対し、運行形態の見直しや路線合理化などを求めており、2019年度以降に減額の話が再浮上する可能性も示唆されておりますので、今後も推移を注視するとともに、広尾線バス輸送確保対策協議会等を通じ、地域住民の足を守るため、補助金の上限維持を強く求めてまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町村会としても、また道としても強く要望をしているということを答弁でありました。ただ、最後のほうに、質問提出した後、この18年度についてはそのままということですが、ただ、やっぱりおっしゃったとおり、条件がついたということで、もちろん事業者として、それにそのまま補助金もらえばそれでいいということではなくて、確かに経営形態、運行形態

の見直しとか路線合理化などを求めて、成果が見られない場合は、再びその減額の話が浮上する可能性もあるというふうに自動車局でも言っているとおり、これはやっぱり黙ってられない問題で、引き続き求めていってほしいなというふうに思っております。今までも毎年求めていたところですが、現に今、広尾線では、平日が15便、休日が5便減らして10便ということで今運行しているのですが、大体朝から夜まで1時間に1本走っているという状況です。これが、私個人としても、バス路線の、遠くへ行くときなんか、こういうバスを乗って汽車に乗り継ぐと、こういうことも私も利用しているのですよね。また、通学の関係もありますよね。これ、そういうことが通学に影響ないように当然していくというふうに私も想像いたしますけれども、そういうふうに影響ないように、ぜひ今後も要望していただきたいと思いますというふうに考えますが、再度、その点についてもお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

繰り返しになりますが、昭和62年に国鉄広尾線が廃止になって以来、十勝バスの広尾線が地域の交通機関としては唯一であるということ、また、通院、通学、または病院等への関係でも大切な公共交通機関の足であるというのは改めて申すまでもないというふうに思っております。今後も、あらゆる機会を通じて、公共交通機関であるバスの運行については堅持をしていくという方針については、大樹町としてもしっかり取り組みたいと思っておりますし、私も、私の立場において責任を持って対応していきたいというふうに思っております。ただ、いかんせん、利用の、乗客の数については伸び悩んでいるというのも大きな原因、要因でもあるかなと思いますし、その解消に向けてどういう方法がとれるかということも、運行事業者とともに考えていく必要はあるかなというふうに思っております。バスを堅持していくためにも、乗りやすい、利用しやすいような路線のあり方というのは大切だと思っておりますので、そういう点も含めて堅持をしていく、または、利用されやすいような運行体系を図るということも肝要かなと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。大体こういうの出てくると、利用促進策って必ず出てくることなのだけれども、それができたら苦勞しないことなので、今朝もちょっとニュースで言っていたのは、山手線が乗車率160%と、100を超えているわけで、そのほかの総武線が190とか、そういうところと全然違うわけで、だからこそ赤字路線に補助しているわけで、もちろんこの利用促進策というのは考えていかなければならないことだし、今、JRでも利用促進策って必ず出てくるのだよね。しかし、そうなかなかうまくいっていないので、やっぱり国の補助制度がないと維持できていけないというのが現実だというふうに私は考えておりますので、引き続きよろしく要望をお願いいたします。

次に行ってよろしいでしょうか。

○議長

はい、次の質問に移ってください。

○志民和義議員

介護保険制度の改正案のことについてでございます。既に平成30年4月に向けて介護保険の制度改正案が衆議院本会議で可決し、参議院に送られました。その後、参議院でも可決されましたが、そこで、今回の改正案の主なもの、どのようなものがあるのか、内容をお伺いいたします。そしてまた、保険者、被保険者、利用者、事業者への影響についてお伺いをいたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、志民議員ご質問の介護保険制度改正法案について答弁をさせていただきます。ご質問1点目の、介護保険法の改正案の主なものについてお答えをいたします。

今国会で可決されました介護保険法の改正点のポイントは、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化の防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするということとされています。改正の大きな柱の一つが、地域包括ケアシステムの深化・推進となっています。内容としては、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進、医療介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進となっています。もう一つの大きな柱としては、介護保険制度の持続可能性の確保となっています。内容としては、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすることや、介護納付金への総報酬割の導入となっています。現行制度では、年金等の収入が280万円以上の方の負担割合が2割となっておりますが、新たに、年金等の収入が340万円以上の方の負担割合を3割とするものです。また、介護納付金への総報酬割の導入につきましては、第2号被保険者の保険料について、利用保険者の加入者割で負担しているものを報酬額に比例して負担する仕組みととなっております。

2点目の、保険者、被保険者、利用者、事業者への影響についてですが、介護納付金への総報酬割の導入につきましては、厚生労働省において、健保組合や共済組合では負担増、協会健保では負担減になるという試算がなされております。また、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすることにつきましては、平成28年度では2割負担対象者は12名おり、そのうち3割負担の対象となる方は2名となりますが、介護保険制度における利用者負担につきましては、利用者負担額が一定の上限額を超えた場合は高額介護サービス費として後から支給されることとなっていることから、大樹町の利用者についての影響は少ないものと考えております。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

大樹町の実態としては、利用者については影響が少ないというふうなことでございますが、そうなってほしいなというふうに私も思っているところです。

そこで、実際にやっている方から聞いている悩みなのですけども、この重度化防止ですね、これ、今、ふまねっとというもので、いろいろ、歩行、なかなか困難だった人が、週1回、だから年間50回やっているのですね、大変、ボランティアでやって、社協が中心になってやっておりまして、これは私も大変いいことだなということで、私の地域でも取り組むことになったのですね。ただ、それがボランティアで支えられるということと、もう一つ、地域共生社会の実現と簡単に言うけれども、実際、これ、ひとり暮らしのところところをなかなか、訪問するとか言うけれども、なかなか女性の方のところへ訪問というのは、なかなかやっぱりそう簡単に、ためらいもあるのだということなのですよ、難しい、私自身の地域にもひとり暮らしもやっぱり多いのですね。しかも女性が多いということになると、それはやっぱり相当の配慮が必要でないかというふうに考えているのですが、その点についてどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の改正の主な柱として、地域包括ケアシステムの深化・推進が上げられています。先ほど、ふまねっとの利用のお話もいただきましたが、これから高齢化が進むということで、寿命が延びるといってもあろうかと思いますが、その中で大切なことは、健康寿命を延ばすということが大切だと思います。高齢になっても元気でお過ごしできる、暮らせるということが大切だと思いますので、そういう部分で、ふまねっとも含めた健康づくりの活動というのは大変大切だなというふうに思っております。

一方、地域で高齢者の方を支えるのだという取り組み、これが地域包括ケアの根幹かなと思っております。あらゆる機会を通じて地域が高齢者の方々に寄り添い、支え合うということが今後必要だというふうに思っておりますし、その役割は、若い世代、中高年、そして、元気な高齢者の方々にもそういう担い手になっていただくということが必要だというふうに思っております。地域包括ケア、あらゆる組織、または地域、行政区、隣近所も含めて、地域で支え合うような、あらゆる方策を講じて、大樹町も高齢者が安心して暮らせるような、そういうまちづくりを進めていくことが、この介護保険法の改正の趣旨であるというふうに思っておりますし、大樹町が、これから、来年度以降3カ年の介護保険福祉計画を定める、制定する作業に今入っておりますが、そういう部分で、今後の地域包括ケアの大樹町にとってのあり方については具体化していくような、そういう計画づくりも進めていきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

特に地域の方からも出ている、ひとり暮らしの、特に女性の方への訪問というのが、なかなかためらいもあると、こういうことなのですよ。そのことについての、具体的に、その1点に絞るわけではないのですけれども、そのほかにもあるのですけれども、差し当たってそのところ、まず訪問する段階で、そのいろいろなためらいがあるということなのですが、そういう点についての対策というのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今年度から、大樹町と社会福祉協議会の協働で始めております大樹町地域ふれあいサポート事業というのがございます。これにつきましては、家事援助とか、そういう手助けが必要な方、例えば話し相手も含めてなのですけれども、そういう手助けが必要な方について、社協にいるコーディネーターという方が、その訪問する方と利用する方を調整するような仕組みをします。ですから、例えば、ひとり暮らしの女性のところであれば、そういう手伝ってもいいというふれあいサポーターの女性のような方に訪問してもらうとか、そういう形でのコーディネートを進めて、うまくこのふれあいサポート事業がいくようにということで4月から取り組んでおります。そういった中で、先ほど町長がおっしゃったような、地域でそういった方をまず見つけて、そういう方に例えば訪問してもらうとか、地域でいない場合は、町内でそういう方をまた探していってもらうとかというようなことを今後進めていくというような予定でございます。

以上でございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。ただ、地域というと、どこまでの範囲なのか、その範囲内でできない場合は、先ほど担当課長が言っていた、広げて、町として責任持つと、そういうふうな対応でスムーズにいくようにしていただきたいなというふうに考えております。そういう方向で、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わりたいと思ひます。

○議 長

次に、5番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、私のほうからは、先に通告してあります介護支援についてのことと、それからもう一つは、総合的な林業振興についての質問をさせていただきます。

それでは、初めに、各種介護支援についてということで質問をさせていただきます。

高齢社会となり、それを支える体制や仕組みづくりの充実がますます求められる時代となりました。そこで、今回は主に、施設や在宅での介護に今後必要となるであろう介護ロボットや人材確保ということについて町長の考えを伺いたいと思います。

一つは、介護ロボットなどの整備もこれから必要と思われませんが、町における整備の考え方をひとつお聞きしたいです。

それから、2番目には、安否確認や高齢者の相手をするロボットなども普及しておりますが、そのようなものの整備の考えはあるのでしょうか。

それから、3番目に、人材確保に奨学金などの制度で対応している十勝管内の事業所もありますが、町の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、3点でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西田議員ご質問の各種介護支援についてお答えをいたします。

ご質問の1点目の、介護ロボットなどの整備の考え方についてであります。平成28年度に、国の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金により、介護ロボットを町内の事業者が導入した経過があります。この事業では、介護ロボットの使用により介護従事者の負担軽減などを目的として、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部助成を受けることができる制度であります。今回、町内事業所で導入された介護ロボットは、見守りを行うというもので、ベッドに内蔵された四つのセンサーにより、ベッド上の利用者の動きを4種類に分け、見守りが必要な利用者の動きに合わせて任意に利用者の状態を関知しナースコールの発報などを行うというシステムです。このシステムでは、セッティングの手間が要らないことや、転倒事故防止のための配線を見えなくする必要がないこと、動作確認が不要となるなど、介護職員の労力の軽減に役立つと聞いております。今回の導入経費は全額国の補助金によるものであり、国においては平成29年度においても予算措置がなされており、通知等が届き次第、実施に向け、町内の事業所等に対し制度の周知を行ってまいりたいと思います。

ご質問2点目の、安否確認や高齢者の相手をするロボットなどの整備の考えにつきましてお答えをいたします。

介護ロボットには、コミュニケーションやセキュリティなどに対応したものがありますが、介護保険制度における在宅の高齢者に対する介護ロボットの取り扱いは決まっておりません。在宅で利用する介護ロボットにつきましてはさまざまな形態があり、どのようなものをロボットとして取り扱うのかなど、まだ議論があると聞いており、当面はその経過を見守ってまいりたいと考えております。

ご質問3点目の、人材確保に奨学金などの制度で対応している事業所もあるが、まちの対応につきましてお答えをいたします。

大樹町における介護職の人材確保策の一つとして、昨年度から大樹高校生及び住民を対象とした介護職員初任者研修を実施をしております。また、不足が予想される介護専門職については、より介護度が重度の方への対応ができるようにするため、介護度が軽度の方については、住民による有償ボランティアで対応する、ふれあいサポート制度を今年度から開始をしたところでもあります。介護職の人材不足は全国的な問題であり、十勝定住自立圏共生ビジョンにおいて、協定に基づき推進する具体的な取り組み項目として、介護士不足等の課題に向けた検討を行うとしており、関係市町村と協議、連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。まず初めに、前年でしたか、補正予算で補助金を出していたのは承知していますけれども、まずお聞きしたい1点目に、町の施設、特養なりデイサービスなり、直接経営している町の施設についての導入の考えなんていうのはいかがなものでしょうか。

○議 長

瀬尾特養所長。

○瀬尾特養所長

ただいまのご質問についてですが、現在、特養とデイサービスが町の事業所としてございますが、介護ロボットについては、今まだ、すぐに導入というところではなく、今検討している段階でございます。介護ロボットといいますと、実際にいろいろな種類がまだございまして、例えば、ほかの特養で導入したと聞いておりますが、腰に機器を装着して、利用者を持ち上げるときの負担を軽くするタイプのロボットを導入している特養もあると聞いておりますが、実際に機器のつけ外しの手間がかかったり、使用に習熟しなければいけなかったり、また、メンテナンスの負担が大きくなって、実際に購入はしたけれども、使用していなくなったというお話も聞いております。ですので、他の施設の導入後の検証結果などもこちらでいろいろ聞き取りながら、慎重に導入については進めてまいりたいと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

例えば装着型のものについて、筑波大学なんかのHALなんていうロボットなんかがよくテレビで紹介されていますけれども、例えば、今、所長のほうのいろいろヒアリングの中では、装着に時間がかかったりとか、いろいろスタートまでに時間がかかるんだよというふうなお話なようなのですけれども、たまたま、札幌にあります福祉関係のほうの、このパンフレットがうそでなければというふうなことかもしれませんけれども、腰の負担のことの一つにしても、装着時間が10秒だよとか、業務の負担だとか、腰痛予防だとかですね、そうい

うふうなこともうたっておりますし、何せ、労働環境をよくする、そういうふうなためには非常に大きなものになるのではないかなというふうに思っております。大樹の介護員さんにおかれては、腰痛を原因とする退職とか離職があるのかどうかはわかりませんが、一般的によく、若いうちはそれで乗り越えていけても、ある程度加齢になってきたら、職員さんも非常に辛い業務だというふうなことで聞いておりますので、札幌なんかにもそのような正式な協議会というか、勉強の場なんかもできたようですので、そういうところに積極的にアプローチしていただければというふうに、聞き伝えでなくて、ご自身というか、その施設自身で調査をしていただけるような、そういうふうな体制をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

瀬尾特養所長。

○瀬尾特養所長

実際にその機械を装着して体験したりとかということは、とても大切なことだと私も思います。昨年、職員で札幌のほうまで出向いて、実際に介護ロボットを体験したりとかというところもやっております。今のところはまだそこまで、職員の腰痛問題は出ておりませんが、また、介助で非常に重い方とかという方については、2名介助で職員が負担なくできるようにということで、安全面も考慮しながら介助をしているという現状でございます。ですので、必要なそういう研修とかございましたら、こちらで積極的に参加するようにしたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、次に、人材確保という、介護ロボットの今のコミュニケーションや何かできるものについても、昔は安否確認とか何かというのは、お湯を飲むポットで携帯のほうに連絡があるとか、トイレのドアが開いたら、その保護者の方のところにご連絡があるとか、そういうふうなあれですけれども、現在は非常に双方向のロボットというか、ロボットと言っていいと思うのですけれども、双方向のそういうふうなものもできてありますので、そういうふうなことなんかも、施設ばかりではなくて、家庭用のそういうふうなものもぜひ研究いただいて、現体制の中では、介護保険法の中では利用できないようでもありますけれども、そういうふうなことについても広がっていくようなご努力をお願いしたいと思います。

次に、人材確保という面で、新聞なんか読みますと、外国人の人材を福祉法人として求めているような、そういうふうな協議会なんかも十勝の30法人が構成している福祉法人なんかもあるようですが、大樹町においては、そのような、まず一つは、外国人なんかの職場への導入というか、そういうふうなことはお考えであるのかどうかをお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町でも、特別養護老人ホームまたはデイサービスセンターを運営をしております。その中で、介護職員の確保については非常に厳しい状況にあるというのは議員もご承知かなというふうに思っております。ただ、町といたしましては、基本的には外国人の方に頼らずに、介護職員の募集について採用については進めていきたいなというふうに思っております。そういう意味も含めて、昨年度から介護職員の初任者研修という制度も進めているところでもあります。町民の方、または高校生、若い世代の方々が介護についての研修を初任者段階で行うということが、ひょっとすると自分の未来の職業として介護ということを選択をいただけるというきっかけづくりにもなるのではないかなというふうに思っておりますし、願いとしては、大樹高校の皆さんが大樹町に残って働いていただけるというのが望ましいとは思いますが、管内または道内において介護職につくということも、全体の介護力のアップという部分にはつながるかなというふうに思っておりますので、今後はそういう新たな担い手をつくっていくということも含めて、介護職員の確保については進めていくということが、まちの姿勢のあるべき姿ではないかなというふうに思っておりますので、そういう形をもって、今後も介護職員の確保については進めていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あと、もう一つ、人材確保という面では、奨学金制度をですね、これも町とかのレベルではちょっと僕はわからないのですが、福祉法人さんのほうで奨学金制度を充実して、戻っていただけるような、そういうふうなことも努力されている法人さんもこのごろ見受けられるのですが、町として、そのもう一方の人材確保というふうな面で、奨学金の制度の創設なんかはお考えでないでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、管内の民間なのかもしれませんが、奨学金制度で人材確保を図っているというような取り組みがあるということのご質疑をいただきました。私どもも、介護職員、または医療業務に携わる職員等についての人材確保には大変苦慮しているところであります。その確保に向けて、その奨学金という制度が有効であれば検討することは必要かなというふうに思っております。ただ、今の段階で、介護職員の人材確保に向けて奨学金制度を導入するというような考えは、現状では大樹町では持っておりません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

わかりました。これからますます2025年問題と言われているように、後期高齢者が

ピークに達するのが2025年ということで、今から言われております。その地方によっては、既にもう後期高齢者の人口も減っている地域もありますので、ちょっと大樹町なんかも、そういうふうな人口動態の分析をしていかなければならないと思うのですけれども、どちらにしましても、昨年、介護職員の初任者研修なんかも昨年からスタートしていますので、そういうふうな実績がどうですかということは酷なことです、それは質問を差し控えさせていただきますけれども、どちらにしましても、私の周りの介護職の、それは知っている方というふうな意味ですから、町内の全体を把握しているわけではありませんけれども、僕みたいような、そういうふうな小さな世界の中でも、介護職の人が大樹を離れている方を数名知っておりますので、どちらにしても何らかの対策は必要でないかなというふうに思っておりますので、現時点では、奨学金や、そのほか私のお話ししたような外国人なんかについての対応については考えていないよということです、それはそれで構いませんけれども、2025年問題に象徴されるように、きっと、ロボットや、それから介護福祉士ばかりでなくて社福士の人を充実していただくか、そういうふうな対策は必要でないかと思うのですが、最後に、その総合的なお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど、同僚議員のご質疑の中でも私も答弁をさせていただきましたが、2025年、平成37年かと思いますが、その段階で、団塊の世代と言われている世代が75歳以上を迎える、後期高齢者になるということが想定されております。大樹町もその段階で後期の高齢者人口がふえるということになるのかなというふうに思っております。ただいま、来年度以降の第7期の介護保険と高齢者の福祉計画の策定作業に入っております。その段階で、第7期の計画を策定するに当たって、第9期、2025年を迎える第9期の段階での対応をこの7期からやっていくのだということが、この第7期の介護保険または高齢者福祉計画の大きなポイントになるというふうに思っております。その中で、来るべく2025年を迎えるに当たっての大樹町としての対応というのは、あらゆる部分が想定されるのではないかなと思っております。先ほど答弁でも申し上げました地域包括ケアのシステムを構築していくということ、また、その包括システムを構築する、ただ、大樹町における介護、看護の実態も、状況もしっかりと構築していくということも肝要な、大切な役割であるというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、介護に携わっていただけるような人材の確保については、奨学金の部分もその段階までには検討していくようなことになるのかもしれませんが、なので、あらゆる手段を講じて、大樹町で円滑な介護、高齢者に対する介護、ケアができるような、そういう体制づくりについては、あらゆる手段を講じてやっていく必要があるというふうに思っておりますので、今後、大樹町としてどういうものを取り組んでいって、どういうものをやっていくかというところの選択も含めて進めていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

前向きに2025年のさらに先のこともお考えいただけるということですので、本当に心強く思っております。大谷短大ですとかコア学園ですとか、そういうところの福祉学科の生徒さんも定員割れで、実際半分しか来ていないというのも、これは大樹町だけのことではありませんけれども、そういうふうな客観的な数字もいろいろあると思いますので、介護の方の処遇の改善ですとか、そういうふうな9期に向けてのそういうふうな中で、本当に総合的な、人を大切にするような、介護に携わる人を大切にするような、そういうふうな総合的な施策をぜひぜひ確立していただきたいと思ひまして、そのお願いを込めて、これで、この件については終わります。

○議 長

次の質問に移ってください。

○西田輝樹議員

それでは、2点目ですね、総合的林業振興についてということで、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

林業は今日、環境産業として国土の保全や二酸化炭素対策など、地球環境を守る中核となっております。反面、産業としては、所得を得るまでに長期間を要するなど、今日の経済社会では多くの支援が必要な産業かもしれません。町長に、林業振興に対する基本的な考えを伺います。

一つは、町内の林業振興に対する基本的な考えです。

2点目は、もう早急に準備しなければなりません、林地台帳の整備がこれから基本になると思うのですが、町での準備状況をお伺いします。

それから、議員協議会でもいろいろ説明いただきましたが、3番目に木質バイオマスボイラーの今後の整備計画をお知らせ願います。

それから、今回これを中心にお話ししたいと思っております。4番目に、地域林政アドバイザーの活用をされている先進事例もありますので、その考えがあるかどうかをまずお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の総合的林業振興についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、森林は、国土の保全、水源涵養、木材等の生産など、多面的機能発揮によって国民生活及び国民経済に大きな貢献をしております。しかし、木材需要の7割近くは依然として輸入材が占めており、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の生産、流通構造の改革おくれなど、引き続き厳しい状況にもあると認識をしています。

1点目の、町内の林業振興に対する基本的な考えですが、町ではこれまで、地域林業、木材産業の振興を図るため、民有林に対する各種補助事業を初め、町有林野の適切な整備及び管理を通じて、木材の安定供給や雇用の確保、森林認証の取得による地域材のブランド化など、民有林と連携した森林づくりを推進してきたところでもあります。今後につきましては、町有林におけるカラマツ等の人工林が本格的な利用期を迎えることから、森林資源の循環利用を確実に推進するため、高齢林化した人工林の世代交代を計画的に進め、地域の林業、木材産業に貢献することにより、本町の森林づくりを着実に進めていく考えでおります。

2点目の林地台帳整備の準備状況ですが、平成28年の森林法改正により、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備、公表する林地台帳制度が創設されたところです。町における森林の管理は、森林所有者、所在、面積などの森林情報、土地所有者、所在、地籍などの地籍情報により行っていますが、今後は国が求める林地台帳の要件に合致すべく、このシステムを基本として整備を進める考えでおります。

3点目の木質バイオマスボイラーの今後の整備予定ですが、木質バイオマスボイラー導入につきましては、平成26年度策定の大樹町木質ボイラー導入計画に基づき、平成27年度、晩成温泉に導入し供用を開始しているところです。他の施設につきましては、役場、生涯学習センター、学童保育所、児童館などの北地区、海洋センター、武道館、プールの南地区、福祉センターらいふ、特別養護老人ホームの東地区に導入の計画となっておりますが、それぞれの施設が老朽による改修改築に合わせて導入を図ることとしております。北地区につきましては、学童保育所、児童館が平成30年度建設、役場庁舎が今年度、改築または改修に向けて協議をすることとしておりますので、その結果を踏まえて、集中管理方式を軸に木質ボイラーの導入を検討してまいりたいと思います。また、北海道では新エネルギー導入加速化基金によるエネルギー地産地消事業化モデル支援事業の公募をしており、この活用について関係機関と現在協議を進めているところでもあります。

4点目の地域林政アドバイザーの活用についてですが、森林法の改正に伴い、森林施業に関する権限がまちに移譲されて以降、民有林行政における市町村の役割は大きくなり、その内容も徐々に高度化して現在に至っています。そのため、今後は専門的知見を有する林業技術職員の採用も視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。今回、ぜひお願いしたいなと思うその結論の部分をもっと先に言いますと、いろいろ林業振興だとか林地台帳のことだとか、それから、木質ボイラーの今後の整備の増強のために、地域林政アドバイザーという、何か交付税で500万で、その7割、350万確保していただいて、道内には既に、町長もおっしゃっていただいたように、専門的な知見を有する元道職員の方ですとか、そういうふうな研究職の人ですとか、一定以上水

準のそのような方がそれぞれ配置されているようなのです。ぜひ大樹町においても、そのことをまずお願いしたいと思うのですが、その前に、ちょっと若干すり合わせをさせていただきたいと思います。

町長のお考えの中で、林業振興に対する基本的な熱い思いがわかりましたが、私が思っている中で、林地残材というのでしょうか、山で木を切った後に、枝だとか、下の追い上げだか何か、ちょっと僕うまく言えませんが、そういうふうなものを通常は残してきます。全国的には、その量というのは2,200万トンもあって、原子力発電所にすれば6基分ぐらいの、それは理論値なのですが、そのようにあるということですから、大樹町にも相当数な林地残材、面積案分すれば残っていくのではないかと思うのですが、これから、木質ボイラー、いろいろ導入していただく上に、チップばかりではなくて、薪ストーブとは言いませんが、薪ボイラーのようなイメージで利用されている町村もあるやに本で読みましたので、そういうふうな、とりあえず林地残材ですとか、広範な林業の部分の基礎的なことを町長はどのようにお考えなのか、それをまず1点お聞きします。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

今、議員のほうから林地残材の活用の方針という形でお話がありました。現在、大樹町の森林施業に関しましては、基本的には林地残材を活用していない状況となっております。しかしながら、今、他の町村も、材ばかりでなく、この林地残材というのでも大切な森林の資源として今活用されつつあります。当町といたしましても、豊富な森林資源、しかしながら、限られた森林資源というものもございますので、今後は、森林組合等々、関係機関と協議しながら、これら林地残材も積極的に資源として活用して林業振興を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。ちょっと林地残材を使うには、非常に経済的には、町長、ペイしないのですよね。当たり前ですけども、こんな丸太ではなくて、こんなものを集めてくるのですからね。したがって、大変恐縮な話ではございますけれども、それが町単独でできるのか、北海道庁とか農林水産省なんかのことをお願いして、全体的にそのような仕組みづくりをしないと、やれやれだけでは、多分、林地残材集まってこない、その熱意だけでは集まってこないことは想定されますので、そのような政治的な、町の予算含めて、そのような働きかけをぜひ頑張っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、林地残材の内容と取り扱い方についての質疑をいただいております。先ほど担当の課長も説明させていただきましたとおり、林地残材も有効な資源だというふうに思いますし、木質バイオマスが脚光を浴びている中では重要なバイオマス資源だなどというふうにも思っております。ただ、いかんせん、今、議員がおっしゃったとおり、真ん中の用材として使える部分については、搬出等も、また経費等も、ある程度の量が詰めるということでペイできるかなというふうに思いますが、林地残材につきましては輸送のコスト等もかかりますし、搬出するに当たっては路網の整備等も必要になるかなというふうに思っております。なので、どういう形でそれを回収して資源として活用していくかというのは大きな課題であるというふうに思いますので、その方法等について、有利な、または機械の導入等を含めても、補助制度等があれば組合等に働きかけるということも必要かなというふうに思っております。今後、大樹町に限らず、全国的に林地残材の活用方法については検討がなされていくかなというふうに思っておりますので、その段階で、大樹町としても北海道なり国のほうに要請が必要な部分については、森林組合等とも相談をした上で行っていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

それから、もう一つ、前に一般質問のときに森林のクレジットのお話をさせていただいて、大樹町では残念ながら、森林のクレジットの部分動いていないのではないかなと思うのですが、努力はされているのでしょうかけれども、なぜ、他の町村でできて、うちのほうでなかなか動いていかないかなというような、そのことについて、クレジットのお金は、本当に5万とか10万とか、ごく少ない金額ですので、そのことによって町有林のことができるかどうか、何がお金的な面ではできるかということではないのかもしれませんが、精神活動的な意味で、非常に森林を大切にしているんだよというようなことで、非常に活用がなされれば林業振興になるのではないかなというふうに思っておりますが、この点お伺いしたいと思います。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

今のクレジットのお話ありがとうございました。クレジットにつきましては、先進事例などを聞き取り調査しましたところ、登録に関する手続が大変複雑であり、また、登録の手続につきましても、平均5カ月以上かかるというふうに聞いてございます。また、何よりも創設クレジットの場合、相対取引に頼っており、売買が成立するまでも、これまた非常に時間がかかるというふうに聞いてございます。今後につきましては、さらに先進事例を調査しながら、大樹

町に合った取り組みができるかどうか、引き続き検討をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あと、いろいろお話ししたいことも、例えば、これから公共施設というか、町が取り扱う公共施設に町産材のこれからも引き続き利用をお願いしたいなということと、あともう一つ、もしかしたらできるのかもしれませんが、北海道林業大学校なんていうような動きもありますので、そういうふうなものに呼応したような担い手対策も必要でないかなというふうに思っております。大樹なんかも森林組合が中心に、いろいろ林業の業務がなされているのですが、その下請さんというのか、協力事業者というのか、そういうようなのがしっかりしていないものですから、なかなか最後までお金が大樹町に落ちるような、そういうふうな仕組みにもなっておりませんので、それを担い手の方を含めて、そういうふうな協力事業者の育成を図っていくことが町の経済の振興にもつながっていくのではないかなと思うのですが、そのようなことにつきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、林業関係の担い手の確保対策、働き手、または協力業者の確保対策についてのご質疑をいただきました。大樹町が計画しております木質バイオマスの導入計画、その一番のコンセプトは、大樹町にある木材資源を町内で循環させるのだということであります。大樹町にある豊富な森林資源を町内の業者の方がそれを伐採し、製材し、または木質バイオ化し、それを町内でエネルギーとして活用していく、そういう循環ができれば、未来にわたって大樹町の木材資源を有効に活用できるサイクルが確保できるのだということでの検討を進めているところでもあります。ただ、いかんせん、協力業者または森林組合等の林業従事者については担い手不足の状況にあるということは否めないかなというふうに思っております。今、十勝町村会全体で林業大学校を十勝に誘致すべきだということの検討作業に入ったところでもあります。道内で、もう既に先進的に林業大学校をつくるという動きを見せている地区もありますが、この十勝にも農業大学校という学校があります、または、帯広畜産大学という農業関係の大学もございます。こういう地にあって、林業を学ぶ大学校があっても当然いいし、必要だということは、十勝町村会、町村レベルで一致をしているところでもありますので、そういう林業大学校、道立になると思うのですが、そういうものをこの十勝につくっていくことで、林業関係の担い手を確保していく、または育成していくと、そういう足がかりになっていくことを期待をしておりますので、その大学校の設置に向けては、大樹町もしっかりと責任を果たしていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

林業も大変な面と、それから、未来に明るい面もあると思います。例えば、バイオコークスですとかセルロース、ナノファイバーなんていって、最先端のそういうふうな材料も木材由来でできておりますので、そういうふうなことも、ぜひ行政としても積極的に取り扱って前進していただきたいと思います。

最後、結論の部分最初に言いましたので、ちょっとしつこくなるかもしれませんが、町長に、地域林政アドバイザーの活用なんかは有用だということでお話しいただいたと思うのですが、再度、そのことを努力して頑張るぞという決意のほどを言っていただいて、この質問を終わりたいと思うのですが、ご答弁いただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町にとって、大樹町で林業を振興していくに当たって、どういうスタッフで対応していくかというところでは、先ほど申し上げたとおり、専門的な知見を有する林業の技術職員の採用というのは、私は必要なというふうに思っております。町有林も含めて、町として林業の行政を担っていくという部分では、専門的な知見を持った職員をみずから抱えてやっていくということが必要だというふうに思いますし、一方、もう既に、例えば道のOBの方で豊富な林業経験、事務従事の経験がおありな方がアドバイザーとしていらっしゃるということであれば、そういう方を大樹町のほうにお招きをして、林業の行政に当たっていただく、またはいろいろアドバイスをいただくというのも方法の一つではあるかなというふうに思っておりますので、今後、活用も含めて検討をしていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

何か言葉が足りなくて、最後に、交付税措置で入っていただけるような職員ということで、そのことも言い添えて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時25分

○議 長

再開します。

一般質問を続けます。

次に、2番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

さきに通告いたしました通学路の安全性と街中防犯カメラの設置の考えについて、町長と教育長にお伺いいたします。

全国的に、歩道歩行中に集団下校の列に車が突っ込むなどの交通事故や、登下校中の児童生徒に声かけといった不審者の出没が増加傾向に全国的にあります。大樹町においては、平成28年度においては、登下校中の交通事故の被害に遭う生徒はいませんでした。不審者の目撃情報は、パトロールの巡回等で4件ほど巡回をされているということです。また、広尾署管内でも、平成27年度より28年のほうが約2倍近い不審者情報が寄せられている中で、そういったことで増えている傾向を聞いております。今後の通学路の安全性と防犯、日常生活、そして、町民の安全性と防犯対策の考えについて、町側と教育委員会にお伺いいたします。

1点目ですけれども、学校においては、児童生徒等の保健、安全等に関する事項について、計画を立て、それを実施しなければならないという学校保健安全法に規定をされております。大樹町での通学路の決め方、また保護者への理解、通学する近隣住民の説明等の安全確保の徹底について、まず1点目、お伺いいたします。

2点目ですけれども、平成24年5月、文部科学省から通学路の交通安全確保の徹底についての依頼において、大樹町通学路交通安全プログラムを含めた管内の実施状況、また、大樹町の取り組みと推進体制についてお伺いいたします。

3点目ですけれども、児童生徒の登下校中の安全確保または地域住民の安全・安心等の生活からも、主要道路、交差点等の防犯カメラの設置の考えについてお伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

齊藤議員の質問に関して、一つ目の、通学路の決め方、保護者への理解、通学路近隣住民への説明と安全確保の徹底についてと、二つ目の大樹町通学路交通安全プログラムも含めた管内の実施状況、大樹町の取り組みと推進体制について、教育委員会よりお答えいたします。

初めに、大樹町における通学路の決め方、保護者への理解、通学路近隣住民への説明と安全確保の徹底についてでございますが、小学校では、十分な車道幅員や歩道設置等を考慮した通学路を設定し、年度初めに全保護者に対して通学路マップを配付し、年2回の集団下校指導を通じて児童及び保護者に通学路の周知徹底を図り、登下校の安全や危険箇所に対する意識を高めるよう指導しております。併せて、教職員による年3回の登下校の交通安全、街頭指導も実施しております。中学校においても同様に通学路を設定し、年度初めに通学路マップを生徒、保護者に配付しております。生徒に対しては、学級指導の中で安全な登下校について指導を行うほか、定期的に教職員が通学の様子を確認するとともに、大雨や大雪、

強風などの悪天候のときは巡回も行っております。また、小中学校ともに、新学期と冬の初めにおいて教職員が通学路の危険箇所等の確認を実施するほか、保護者からの情報収集も行っていきます。通学路近隣住民への説明については特に実施しておりませんが、昭和25年から法務省が行っています社会を明るくする運動や、平成20年から、道、道警、道教委が手をつないで実施しております、道民が心豊かに安全・安心で暮らすことのできる北海道づくり、通称、安全・安心どさんこ運動等の連携をより一層強め、町民ぐるみで子供を見守る意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、大樹町通学路交通安全プログラムも含めた管内の実施状況、大樹町の取り組みと推進体制についてであります。国の通知により、各市町村においては、通学路の交通安全確保に向けた取り組みの基本方針となる通学路交通安全プログラムを策定するとともに、取り組みを推進するための協議会を設置し、毎年、通学路の合同点検、対策の検討・実施、効果の把握など、継続的な取り組みを行うこととされております。十勝管内の状況は、平成28年10月現在において七つの自治体が既に策定済みであり、平成28年度中に九つの自治体が予定しております。29年度中に二つ、そして、来年度中に一つという状況になっております。大樹町においては、齊藤議員が事務局長を務めてご活躍いただいております大樹町青少年健全育成推進町民の会の環境浄化部会を推進組織と定め、本年2月に大樹町通学路交通安全プログラムを策定してございます。環境浄化部会のメンバーは、町、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者、学識経験者で構成されております。具体的な取り組みとして、小中学校で春に実施した通学路の自己点検結果をもとに、大樹町青少年健全育成推進町民の会による合同点検を実施した上で、通学路の危険箇所等を把握し、対策必要箇所について箇所ごとに歩道整備や防護柵設置等のハード対策や、交通規制や交通教育などのソフト対策の具体的なメニューを検討することとしております。対策の実施においては、関係者間で連携を図り、危険性や緊急性の高い課題については可能な限り早期に対策を講じるように努めております。よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、齊藤議員ご質問の3点目、防犯カメラ設置の考えについてお答えをいたします。

防犯カメラ設置の目的は、主に、監視していることを示し心理的に犯罪を抑制すること、犯罪や異常の発生を早期に発見し報知すること、記録を撮ることにより犯罪発生時の参考とすることの三つと言われております。目的によって設置箇所の考え方が異なることや、一定数の設置がされないと効果が少ないなどの課題もありますし、プライバシーなどの問題から、取り扱いに関する課題もあると思っております。児童生徒の通学時の安全確保はもちろんのこと、住民生活の安心・安全は最優先の事項であります。まずは私たち大人が地域のコミュニティーを大切に、地域全体で見守り、支え合うことが何よりも大切だと考えております。現時点では防犯カメラ設置の考えはありませんが、今年度実施をされます通学路交通

安全プログラムの取り組みなども参考にしながら、必要であれば、今後検討してまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、まず、通学路の安全性についてちょっとお聞きしたいのですけれども、小中学校とも通学路のマップを配付し、登下校の安全性や危険箇所に対する意識を高めるように指導していると、また、定期的に職員が通学の様子を確認するとともに、悪天候のときは巡回も行っていると、そういう答弁をいただきました。職員の方々は、職務がありながら、いろいろな面で、ほとんどはボランティアというか、そういうことでご苦労されているのかなと思います。そこには、先生方の限界もあると思うのですよね。ハード面で十分な車道の車幅や舗道上の障害物、電柱等による安全確保が困難な箇所については、登下校時の時間帯による、ある程度の交通規制を持つ交通安全対策基本法に定められているスクールゾーンの取り組みも、全国的に少ないのですけれども、そういうことも視野に入れるべきではないかと思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

今、貴重なご指摘をいただきました。スクールゾーンの設置に関しては、タイムリーにもう今年度から町民の会を中心に検討する機会があります。実態を把握して、その中でスクールゾーンという観点で協議をさせていただいて、早急に必要性があるということであれば、道路管理者、町と話し合っ、実施に向けていきたいと思ひます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

設置に向けて前向きな意見をいただいたのですけれども、特に中学校ですね、小学校は主要幹線から直線に登校、下校、通学路になっていますし、高校も主要道路から、国道から直線で高校の正門に入れるということで、特に中学校ですね、主要道路、幹線までの距離があり、雨天だとか降雪時にも、車幅に規制されたり歩道の制約が生じるので、これ、スクールゾーンの規則で半径500メートル基準に、スクールゾーンの場所や規制の方法については道路管理者や警察署と協議して定めることができるのですよね。また、規制に基づく法的根拠は、先ほど言いました交通安全対策基本法で、主体は、その地域での検討なので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思ひます。

次に、大樹町の通学交通安全プログラムを策定していく中で、今回新たに町民の会に道路管理者が加わったのですけれども、土木現業所、開発局がメンバーに加わりました。通学路

の対策必要箇所が発生した場合、この一団体の活動だけでは、要請ではなかなか厳しい状況にあるのです。そういった中では、まちとか行政の協力、応援、政治の協力もいただかなければならないと思うのですけれども、それについて、町長、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま齊藤議員からのご質疑の中で、交通安全プログラムを策定していく中で、道路管理者がメンバーに加わったということでもあります。仮に対策が必要な箇所が発生した場合については、その場所が町道であるということは当然あるかと思いますが、道または国の管理する道路である場合については、健全育成町民の会とともに大樹町もしっかりと、その改善に向けての要請については同じ歩調で行っていきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回、そういった推進組織を定めた中で、今回初回であるということから、行事の中では年2回、夏期期間と冬期間の通学路の巡回点検を計画しております。そういった中で、ハード面、ソフト面の対策において、道路管理者との協議をお願いして、ぜひ行政の力もお借りしたいと思っております。

次に、昨年の不審者目撃情報から、ほとんどが不審者が特定できない状況になって終わっております。広尾警察署も、管轄の中で防犯カメラの設置を望んでいるところです。広尾署管内の町村、広尾町と大樹町ですけれども、広尾町は今年度の予算で防犯カメラの設置を1カ所予算化していると聞いております。そういうことから、町内会、また行政区等からもそういう要望が出されていないのか、それについてお聞きしたいです。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、町内会等から防犯カメラ設置の要望が出ていないかということでお尋ねがありました。私どものほうで把握しています要望としては、こういった犯罪といいますか、不審者対策としての要望としては承っていないと。行政区の要望として、ごみステーションの適正利用といいますか、あるいは、ごみの不法投棄などに関して、そういった部分の抑止効果としてのそういった設置とか、そういったものについてはどうなのだろうねというようなことが懇談会などで話された経緯はございますが、そういった状況になってございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の説明の中では、直接防犯とはかかわらない、どちらかというところ、ごみステーションの監視カメラということで、これは直接通学路に関係ないので、その辺は町側として速やかに処理していただきたいと思うのですけれども、防犯カメラの設置の目的によって設置箇所の考え方が異なることや、一定数の設置がされないという効果が少ないなどの問題がありと、そういうふうには町長のほうから答弁いただいたのですけれども、仮に設置するとした場合、どの程度の設置箇所と、どの程度の数の設置で効果が発揮すると考えられるのか、それについてちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

防犯カメラ、ある程度の数がないと効果が期待できないのかなというように考えております。そのためには、何を目的に設置するのかということかなと考えております。例えば、学校に出入りする時点での不審者を対象と考えて、学校の防犯をというような意味合いであれば、玄関付近に例えば1カ所設置すれば、その目的は達成できるのかもしれませんが。あるいは、本町では余り考えづらいですが、一定の商店街の区画の中で、例えば落書き等ですね、そういった犯罪とかが行われているというようなことであれば、その区間に限って、要所所でカメラを設置するというような考え方ができるかと思っております。ただ、実際に通学される子供さんたちの安全を確保する意味で、こういった防犯カメラの設置ということで考えますと、メインの、人通りもあって明かりがきちんと確保されている場所というよりは、路地といいますか、少し、一本入った、明かりも少なくとか人通りも少なくというようなところのほうが、実際には必要とされている箇所なのかなというようにも思いますので、そういった意味では、そういうことを懸念すると、設置箇所は数多く必要になるのかなというように考えております。ですので、実際に、最低限この辺が必要ではないかとか、そういったような考え方が出てくると思っております。ちょっと私どものほうでは、今時点でそういった、どの辺に設置したらよいとかですね、そういった部分の考えを整理したものはございませんが、今年行われる交通安全プログラムなどの話の中でも、そういったことが話題にされて、こういったところの設置はどうだろうというような中では、そういった部分、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、私のお願いしたいのは、通学路、特に子供たちの不審者情報、目撃、それを特定するためにも、やっぱり街中の街灯の少ないところ、そういった防犯カメラの設置が必要なのかなと思うのですけれども、道路管理者、民間の構築物への設置を考えられるのですけれども、設置に当たって、多分、設置にすると、設置費用とか維持管理費用、必ず発生するのですよ

ね。防犯、不審者対策を考えると、やっぱりある程度は必要ではないかと、1カ所、2カ所。どういうふうにするかということはいろいろ考えられるのですけれども、防犯カメラ、2台、3台設置した場合、一括集中管理するというのは大変なので、ある程度の、安価というか、そういったものの、車で言えばドライブレコーダーのような、24時間、48時間の容量の防犯カメラも、そういうことも視野に入れて今後考えていただきたいと思うのですけれども。

それで、この締結の関係で、5月11日にコンビニ業界と締結をいたしましたよね。その中には、まちの地域見守り活動に関する協定と災害物資の供給にかかわる早期開催に関する協定を締結されたのですけれども、特に見守り協定については管内で8例目で、災害時の協定は7例と聞いております。特に、町の地域見守り活動に関する協定について、もう少し詳細に聞きたいのですけれども、それについてお願いいたします。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

先日、町のほうで結びました見守り協定の詳細ということでございます。この協定の趣旨でございますが、高齢者等の地域住民の方が住み慣れた地域で安心して生活できるようにということでの見守り活動でございます。内容といたしましては、その対象の店舗の方が、日常の業務の範囲内で、対象者を特に限定することなくですね、監視的ではない、さりげない見守りを行い、何らかの異変を発見した場合には、必要に応じて連絡をいただくというようなことでございます。これは、日常の業務ということでして、例えばお店での事もございまずし、例えば配達等もしていただくこともございますので、そういうことも含めて、例えば郵便物や新聞などの配送状況とか、電気がついていたりとか、あとは、どこかで歩いているのを見かけたりとか、そういった部分を含めての見守りということになっております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回のコンビニ業界との締結ですけれども、コンビニ業界も、中には監視カメラがついているのですよね。そこでは、中ではいろいろなことが、いろいろな特定ができたり目撃が発見できるわけですけれども、外に向けての監視カメラというか、駐車場でもいろいろなことが起きると思うのですよ。そういったことで、今後、民間企業、経済団体、金融機関とかコンビニ業界もそうですけれども、そういった協力が今後は必要不可欠だと思います。相手の考え方もあるのですけれども、地域見守り活動からも防犯を含めた防犯カメラの設置の、外への締結、あるいはそういうことをお願いしていくことも、今後は判断材料の一つになるのではないかと思いますので、それについて、町長、どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前段、5月11日にコンビニのほうとも結ばせていただきました地域見守り活動に関する協定について、先ほど内容の説明をさせていただきました。まさに、その地域全体で見守っていくのだというところを形にしたものがこの協定書かなというふうに思っておりますし、それを、大樹町のほかの、いろいろな企業、団体等にも広げていくということが、地域の安心・安全の力を高めるためには非常に効果的だというふうに思っております。そういう意味では、青少年健全育成町民の会の活動もまさにそういう部分の活動が大きな役割ではありますが、それと、またさらに見守りの力を上げるという意味で、今後、こういう機関とも含めて、協定がいいのかどうなのか、お願いするというのも前段ではあるかなと思いますので、方法については今現在は具体的なものはありませんが、町としても防犯に対する啓蒙普及、または協力については、関係機関のほうにも働きかけていきたいと思っております。その先には、ひょっとすると、防犯対応のカメラの設置というところも、未来の形としてはあるかなというふうに思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の子供たちの登下校の見守りだとか、大きな行事のイベントなんかでは、各組織団体、地域安全協議会だとか、こちらの町民の会もそうですし、児童民生協議会、また、各PTA等でかなりの数で巡回パトロール等を行っているのですよね。そういった中でも、必ずそれが全部マッチするかといたら、必ずその見えない視野があるということ、盲点があると思うのです。そういった中で、今後、そういう団体の中で協議をしていただいて、締結だとか防犯カメラの設置もある程度は視野に入れていただきたいなと思います。

最後ですけれども、町長の答弁の中で、大人が地域のコミュニティーを大切に、地域全体で見守り、支え合うことが何より大切なことだと思っていると、これは本当に、町民は、全ての子は自分たちで面倒見るのだと、町外から来る子、高校生も、やっぱり大樹町に通学している間は、町民が責任を持って安全に登下校していただくと、これが基本だと思うのですけれども、そこにはやっぱり地域住民にも限界があるのですね、皆さん仕事していますから。事件が起きてから、大変なことが起き得る、特に起き得る早朝、深夜ということから、24時間監視のできるそういった画像の防犯カメラの設置が今後は必ず必要な時期が来るぞと、監視カメラと言われてしまえばそれで終わってしまうのですけれども、そういうことによって不審者への防御というか啓発活動もあるので、町民の安全・安心からも、広尾警察署とも連携しながら、行政も前向きに取り組む考えは必要だと思うのですけれども、それについて最後にお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

防犯カメラの役割については、先ほど答弁の最初の段階で答弁をさせていただきました。犯罪の抑制効果、または犯罪の発生を早期に発見するという報知の効果、または、発生時に映像が残っているということで、事件・事故の参考になるというようなどころがあるというふうに思っております。町も、公共施設の中で、例えば小中学校でありますとか特別養護老人ホーム等には、昨今のいろいろな事件等の関係もあって、広尾警察署との指導もあって、防犯カメラを設置をした経過があります。今後、不審者対策、またはいろいろな地域の見守りの力を上げていくという部分で、防犯カメラが効果があるということがあれば、設置に向けては積極的に対応していくことが必要かなと思っておりますので、今後、所管であります広尾署とも連携しながら、協議をしながら進めていきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長の答弁の中にもありましたけれども、過去の不審者事件からも、例えば一例を挙げますと、病院もそうでしたよね、一例ありましたよね。その後、今、町長おっしゃいましたように、病院、小中学校、高等学校、公共施設、施設内の、施設内に向けての防犯監視カメラは設置されたと、今、町長答弁したのですけれども、しかしながら、街中、昨年ほど目撃情報が3件発生しているのですけれども、声かけ事案、それについては、事件が解決していない状況なのですよね。そういった中で、通学交通安全プログラムの取り組みを参考にしながら、答弁にもありましたけれども、参考にさせていただいて、来年度、平成30年の予算化へ向けて、いろいろな団体と協議をしていただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番松本敏光君。

○松本敏光議員

それでは、一般質問を行います。

質問事項としては、高規格道路大樹広尾道路における近隣地区排水路整備について、町長にお伺いいたします。

高規格道路大樹広尾間が整備されることは、物流にとっても大きな利点になります。ただ、開発建設部は買収においての排水を整備するだけと聞いております。また、近隣の農家は、道路がついても、便利がよくなっても、圃場全体を考えると、排水がきちんとできるかどうか不安な状況になっております。近年、異常気象が当たり前のように、昨年の台風災害があってもおかしくない状況です。このように考えると、農地の排水を整備することが肝要と思われませんが、町長のお考えをお聞かせください。

また、去年の台風災害において農業用排水路にも流木がかなり流出しています。これらの点も処理する必要があると思われませんが、この点も町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

松本議員ご質問の、高規格道路大樹広尾道路における近隣地区排水路整備についてお答えをいたします。

まず初めの農地の排水整備についてですが、帯広広尾自動車道は、忠類大樹インターチェンジから豊似インターチェンジ、仮称ですが、までの路線について、土地所有者などの関係者を対象に説明会が開かれ、今年度は用地の測量等が行われることとなっています。農地における雨水については、帯広広尾自動車道が整備されることにより、既存の町道に沿った形で整備される区間と耕作地を分断して整備される区間がありますが、東和振別地区を初めとして、順次、関係する地区ごとに、地権者及び町、帯広開発建設部の関係者により協議を行っている最中で、耕作地に雨水が滞留する箇所は回避できるように町からも要請しており、今後も必要に応じて要請をしていきたいと考えています。

2点目の農業用排水路における流木処理については、昨年の台風後、町による巡回調査のほか、農地の所有者の方などからの情報等により、台風による被害のほか、経年による障害物の撤去など、補正予算をお認めいただいた上で排水路の修繕を行っているところですが、今後にあっても、降雨量などの状況により排水路に支障が出た場合は、都度、対応してまいりたいと思っております。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

今、町長の答えに、高規格道路忠類大樹のインターチェンジなのですが、大樹町としては、今後どのような考えでこのインターチェンジを進めていくのか、町民側としては、大樹町の街の方に近いところがいいのではないかという住民の声も聞かれます。また、大樹の場合は1次産業の町でもあります。今、こういうふうには高規格道路が山の方は走って、農業用排水路、または川、海という点からしても、やはりきちんとした環境整備が必要でないかなと私は考えます。その中で、もう一つ、大樹町の観光産業における経済波及効果の試算などはし

ているかどうか、ちょっとお伺いいたしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、3点ご質疑をいただいたかなと思っております。インターチェンジの関係であります。東和のインターチェンジ、今現在のところについてはそのままの形でということは開発のほうと確認をさせていただきました。また、大樹インターとなる場所については、行政区としては振別地区になると思っておりますが、25号の近くに設置されるというふうに図面上では確認をしております。ただ、周辺のインターチェンジができることによつての町道との兼ね合い等々もございますので、東和地区または振別地区に、それぞれ開発を含めた打ち合わせ、協議の場がもう既に行われております。東和地区については5月24日に、振別については5月31日に、それぞれ地権者とともに、そのインターチェンジ等々のあり方についての協議をしているところでもありますので、形状またはインターチェンジの設置に伴つて、排水路対策等についても、両地区からも計画を示してほしいというようなご要請も受けておりますので、まちとしても、その排水路対策についてはしっかり注視をしていきたいなというふうに思っているところであります。

この高規格道路ができることによつてインターチェンジが大樹まで延びてくるということでの経済効果については、今現在ではそれを推計しているということも行っておりません。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

町長さんのお考えはわかりました。いずれにしても、インターチェンジ、忠類、大樹という、今の、私は仮のインターチェンジではないかなという感じもしてはおりますが、やはり今後、大樹町のまちとして、やはり大樹町としては航空宇宙産業基地も誘致しております中で、もう少し考えを新たに開発のほうにも要望を上げてもらいたいなというのがお願いしたいと思っておりますので、町長の考えもわかりますけれども、その点をよろしくお願いしたいと思います。私は、こうやって一般質問の中で、やはり大樹町、1次産業、漁業、林業、農業という中で、やはり大樹町のまちというものを顔として、開発にもう一度がっちり要請してもらいたいというのが私の願いです。

以上です。一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

次に、1番船戸健二君。

○船戸健二議員

よろしく申し上げます。先に通告したとおり、運動公園のトイレについて、町長、教育長にお伺いいたします。

運動公園内の公衆トイレの老朽化が著しく、使用している児童、保護者の方から、トイレが水洗化されておらず、小さい子供が利用するには不安がある、安心して利用するには改修、修繕が必要だという声を多く聞きますが、今後どうお考えなのか、2点についてお聞きします。

まず1点目に、運動公園のトイレの改修、修繕について。

2点目に、町内の公衆トイレの改修、修繕について。

以上、2点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

町民目線に立ったありがたいご指摘、ありがとうございます。運動公園のトイレについてお答えいたします。

運動公園のトイレは平成3年に建設され、運動公園の利用者並びに墓園に来られる方々が主に利用されております。昨年の台風により帯広市内の河川敷サッカー場が使用できないことから、少年サッカー大会が本町の運動公園でも開催されており、それに伴い、トイレの利用者も増えております。利用者が快適に使用していただくため、今後、臭気抜きの取り付けや、こまめにくみ取りを行うなどの対応を図ってまいりたいと考えております、というふうな、事務方が一生懸命整備してくれました。たまたま昨日、議員協議会が終わった後、町長、副町長とミーティングする機会があり、実際、昨日の朝、私行ってきたら、船戸議員ご指摘のように、外見はまあまあいいのだけれども、中は本当にひどい、汚いという意味でなくて、臭い、そして目が痛いという状況を町長に報告しました。そうしたら、早速動いていただきまして、強制排気抜きを3基つけてくれておりました。先ほど、社会教育課長、学校教育課長と昼休みに現地確認してきました。そんな状況でございます。

また、トイレの水洗化の整備につきましては、今後の利用状況並びに厳しい財政状況を鑑みて検討させていただきます。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

船戸議員ご質問の2点目、町内の公衆トイレの改修、修繕についてお答えをいたします。

市街地において一般の方が利用できる公衆トイレとしては、1点目で質問のありました運動公園のほか、道の駅と河川緑地公園のトイレがあります。また、冬期間は閉鎖しておりますが、柏林公園、中央運動公園のトイレもご利用いただくことができます。運動公園を除く4カ所につきましては水洗化もされており、施設も比較的新しいということから改修の予定はなく、適正な管理に努めていきたいと考えております。

郡部地域においては、尾田、石坂、歴舟、晩成、生花の5カ所に公衆トイレを設置し、週

1回の清掃により管理をしているところです。また、浜大樹と旭にも公衆トイレがござい
ますが、この2カ所については両浜の婦人部、漁協女性部のほうに維持管理のお願いをしてい
るところでもあります。いずれも施設は設置から長年経過をしておりますが、現状の管理の
中で今後もご利用いただきたいなというふうに考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

水洗化するには多くの費用もかかることでもありますので、冬期間の管理等、課題はあり
ますが、トイレ内が暗く、怖いという小さい子供や女性の方、和式トイレに慣れていない子
供も多いということもありますので、快適に使用できるようなトイレを期待している住民も
多いということを踏まえ、ぜひ検討していただきたいと思います。

町内のトイレに関して、平成25年度の総務常任委員会で公衆トイレの实地調査というこ
とで、春、夏、合計3回の所管事務調査を行っています。現状の管理の中でご利用いただき
たいとのことですが、害虫や臭気対策、簡易水洗化についても検討が必要だという調査報告
がありましたが、その後どう検討されたのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、まち中にあるトイレについては水
洗化もなっているということで、ある意味、利用については快適な環境にあるかなというふ
うに思っているところでもあります。ただ、郡部地域も含めて水洗化を図れる状況にはない
ということをご理解をいただきたいというふうに思っております。ただ、清掃をこまめにや
る、または早目に汲み取ると、いろいろな方法も含めて、適正なそのトイレの環境づくり
については意を注いでいきたいというふうに考えているところでもあります。両浜の公衆トイ
レについては、漁協の女性部のほうに維持管理のお願いをしているということもあります
が、今後は直営での維持管理も含めて検討していかなければならない状況にもあるかなとい
うことも含めて、今後、町としても公衆トイレの適切な維持管理に努めて、現状の形ではあ
りませんが、きれいな状況を保ちつつ、もう少し現状のままで活用していきたいというふう
に考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

郡部地域の中でも浜大樹、旭浜に関しては、町外から釣りや海を見に多くの方が訪れてく
れています。航空宇宙実験場、SORAへの来館者、ISTのロケット打ち上げ実験や視察
や見学、これから多くの方が当町にお越しいただく機会が多くなる状況でありますので、今
後、トイレの改修、修繕の必要性について、再度検討していただきたいが、その点について

お聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

町外から大樹町に訪れた方が町に与える印象として、公衆トイレ等の与える印象というのは、少なからず、いい意味、悪い意味も含めてあるかなというふうに思っております。今、議員がご指摘のとおり、今後、航空宇宙の取り組み等々で大樹町に訪れていただける町外の方々が増えていくということは私も想定ができるというふうに思っております。そういう部分で、トイレの環境等も含めて、施設整備の更新等、今後必要な場所があれば当然設置をしていかなければならないかなと思っております。既存の、今のあるトイレの場所でいいかどうかということも含めて、今後検討していきたいと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

先ほど町長から答弁をいただいたと同じで、私も公衆トイレは、町内の利用者はもちろん、町外からの利用者に与える印象は大きいものだと考えています。運動公園、郡部地域の公衆トイレが、必要性に応じ、順次、清潔で明るく、誰もが利用しやすい公衆トイレになっていくことを期待し、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議 長

これをもって、一般質問を終了します。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、あす8日は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、あす8日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時20分

平成29年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月9日（金曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議案第 65号 平成29年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 3 陳情第 1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める意見書提出に関する陳情について
- 第 4 発委第 2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について
- 第 5 議員の派遣について
- 第 6 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（11名）

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 | |

○欠 員（1名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 布 目 幹 雄 |
| 総 務 課 長 | 松 木 義 行 |
| 総 務 課 参 事 | 大 林 一 博 |
| 企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター
所長 | 黒 川 豊 |
| 住 民 課 長 | 林 英 也 |
| 保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立
尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 村 田 修 |

農林水産課長兼町営牧場長
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長
会計管理者兼出納課長
病院事務長
特別養護老人ホーム兼老人デイサービスセンター所長

瀬尾裕信
鈴木敏明
高橋教一
伊勢巖則
瀬尾さとみ

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長兼学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

板谷裕康
角倉和博
井上博樹

<農業委員会>

農業委員長
農業委員会事務局長

鈴木正喜
水津孝一

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長
主 査

小森 力
真鍋 智光

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番	菅	敏	範	君	
7番	高	橋	英	昭	君
8番	安	田	清	之	君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第65号

○議長

日程第2 議案第65号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第65号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町一般会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ9万6,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第65号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ61億757万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、資料でご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

総務費、大樹町長・大樹町議会議員選挙費、大樹町長・大樹町議会議員選挙費、報酬と旅費で9万6,000円増、財源につきましては一般財源でございます。

さきに諸般報告がございましたとおり、大樹町議会議員1名が辞職をされてございます。

平成27年4月26日に執行されました大樹町議会議員選挙では、12番目の得票者が2名おりましたため、公職選挙法の規定に基づきまして、選挙長の定めるくじで当選者を決定したところでございます。

得票数が同じで、当選人と決定しなかった候補者がある場合の欠員の補充につきましては、公職選挙法の規定によりまして、欠員を生じた日から5日以内に議長から選挙管理委員会に通知があり、選挙管理委員会は、直ちに当該選挙の選挙長に通知を行い、選挙長は、通知を受けた日から20日以内に選挙会を開催し、当選人を定めることとされてございますので、この選挙会を開催するための予算の補正をお願いするものでございます。

予算の内容につきましては、選挙会を開くための選挙長1名、選挙立会人7名、選挙会の決定を受けて開催いたします選挙管理委員会の委員の報酬と費用弁償でございます。

以上、合計で、補正額9万6,000円の増、財源につきましては、一般財源が9万6,000円の増でございます。

続きまして、第1表、歳入歳出予算補正の歳出をご説明しますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額61億748万3,000円、補正額、2款総務費で9万6,000円の増、補正後の歳出合計61億757万9,000円。

続きまして、1ページの歳入をお開きください。

歳入合計、補正前の額61億748万3,000円、補正額、19款繰越金で9万6,000円の増、補正後の歳入合計が61億757万9,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第65号平成29年度大樹町一般会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 陳情第1号

○議 長

日程第3 陳情第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める意見書提出に関する陳情についての件を議題といたします。

審議が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、高橋英昭君。

○高橋英昭総務常任委員長

去る6月7日の本委員会に付託された陳情第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書提出に関する陳情書について。

6月7日に委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条の規定によりご報告いたします。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。

17年度文科省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定の歯どめをかけたものの、10年間の教職員定数改善計画は見送られております。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に、義務教育標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」および「30人以下学級」の早期実現が必要です。

また、12年度に厚労省から発表された国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率は16.3%と、約6人に1人、ひとり親家庭に至っては54.6%と、2人に1人以上となっています。このような状況にあるにもかかわらず、給食費、修学旅行費、テストや

ドリルなどを初めとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、その措置について自治体間の格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しみ、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されていない状況となっています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障をするためには、国による教育予算の確保と拡充が必要なことから、本陳情の5項目について、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

以上、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

委員長にお伺いをいたします。

子供の貧困というのは、どういうことを言っているのか、生活保護を言っているのか、何を言っているのか、貧困という定義。

大樹で貧困と言われる方が何名ぐらいいるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長

高橋英昭君。

○高橋英昭総務常任委員長

要保護世帯と言われる家庭でございまして、大樹町には、現在3世帯ということでお聞きしております。

○議長

安田清之君。

○安田清之議員

3世帯ということは、小学校、中学校、高校の中に3世帯いるという理解でいいですね。

それから、意見書の提出が、義務教育という意味で出されてきているのに、ここでいくと、生活扶助費の切り下げによる就学、高校の無償化と、これ義務教育をうたっているのに、高校が入ってくるというのはどういうわけなのか、お聞かせをいただきたいと思いま

す。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭総務常任委員長

現在、義務教育については無償化になってはいますが、高校についても一部では無償化されている事例もございます。そういった意味も含めて、高校までは今は誰でもほとんど進学するという状況である中で、高校生も無料にするということでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

趣旨と大分違うので、この部分は削除できないのかどうか、出してしまっていてやるのだからけれども、これに沿った提出をお願いしたいというふうに思います。

ここの文面では、連合から出されている部分も、義務教育の国庫負担と出ているのです。義務教育というのは、小学校、中学校を義務教育というものだというふうに認識を私はしておりますので、今後、提出するときは、中身について十分お考えをいただいて提出をいただきたいと。

何度か義務教育については、うちの議会としても賛成の意見を出しておりますから、これ以上はやりませんが、中身についてももう少しきちっと論議をしていただきたいということで、お願いをしておきますので、よろしくお願いをいたします。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭総務常任委員長

ご指摘ありがとうございます。今後、中身を精査して、そういった指摘のないようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める意見書提出に関する陳情についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり採択と決しました。

◎日程第4 発委第2号

○議 長

日程第4 発委第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書については、先に報告がありました総務常任委員会報告の陳情書の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発委第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議員の派遣について

○議 長

日程第5 議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について、変更を要するときには、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときには、議長一任とすることに決しました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第6 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、平成29年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分